

東京大学史料編纂所

第三六回史料展覧会

東アジアと日本

世界と日本



東京大学史料編纂所では、原則として三年にいちど史料展覧会を開催しています。一九〇二(明治三五)年に第一回が開催され、今回が第三六回となりました。

史料編纂所は、国の内外で前近代の日本史に関係する史料を調査・研究し、基幹史料集の編纂・出版を一〇〇年以上にわたって続けています。そのため史料編纂所では、複製による史料収集を行ってきました。明治時代からの手書きによる写本の作成に加え、戦後しばらくはマイクロフィルムカメラ、現在はデジタルカメラによる写真撮影が主流になりました。こうした息の長い史料調査によって、膨大な数の複製史料を蓄積する一方で、信頼のおける機関に大切な古文書等を委ねたいという原蔵者のお気持ちから、国宝・重要文化財を含む多くの原本史料が所蔵されるようになりました。三年にいちどの史料展覧会はこうした貴重な原本史料をひろく一般に公開する機会になっています。

今回は企画展示「東アジアと日本、世界と日本」と題し、前近代の対外関係・対外交流にかかわる史料を出陳します。平安前期の常暁(入唐八家)が請来した太元帥法に関する史料から始まり、鎌倉・室町・戦国・江戸時代までの対外関係史料が並びます。なかでも今回の展示のハイライトは、これまでほとんど公開の機会がなかった大型史料でしょう。豊臣秀吉旗下の武将前田玄以を都督僉事ととくせんじに任じた明の公文書(明国箭付みんこくさつぷ)は、ほぼ八〇年ぶりの出陳です。また、スペイン、オランダ、シヤム、カンボジア、さらに琉球や朝鮮、蝦夷、ロシアに関する古文書や絵図・地図、絵巻類、日本人の海外渡航を禁じた「鎖国令」から、幕末の開国後に必要となった旅券に関する史料まで、国宝九点・重要文化財四点を含む貴重史料を展示します。

あわせて、新収の中世史料原本の展示コーナーを設け、また研究所の紹介やヴェジュアルな分野に絞ったプロジェクト研究のパネル展示(倭寇図像・古写真研究など)もおこないます。

日本史の原本史料の数々をご覧いただき、時をこえて史料が語る歴史の世界をぜひお楽しみください。

目次

ごあいさつ	3
図版	
大陸との交流	5
蒙古襲来	6
東シナ海域のひろがり	8
武威と東アジア	10
「鎖国令」まで	13
長崎貿易の世界	16
日朝関係と対馬	20
蝦夷地を描く	22
日露関係の端緒	24
幕末外交	27
解説と積文	29
出品一覧	47

【凡例】

- この図録は、東京大学史料編纂所において、二〇一三(平成二五)年一月八日(金)・九日(土)の二日間にわたって開催する東京大学史料編纂所第三六回史料展覧会「東アジアと日本、世界と日本」の解説付き図録である。
- 史料番号は展示会場での陳列番号と一致するが、陳列の順序とは必ずしも一致しない。
- 史料解説の表記は、史料番号、指定記号(◎は国宝、○は重要文化財)、史料名称、員数、材質技法、法量(単位はcm)、時代、年代または世紀、架蔵番号の順とした。
- 年代の記載は各史料の記載に従い、参考として西暦、また日本年号を付した。
- 江戸時代以前の時代区分は左記のとおりとした。
 - 平安時代 (七九四年～一八五年)
 - 鎌倉時代 (一一八五年～一三三三年)
 - 南北朝時代 (一三三三年～一三九二年)
 - 室町時代 (一三九二年～一五七三年)
 - 安土桃山時代(一五七三年～一六〇三年)
 - 江戸時代 (一六〇三年～一八六七年)
- 史料解説の積文は、省略、または関係箇所抄録とした場合がある。
- 史料解説は左記の東京大学史料編纂所所員、および展示の協力者が執筆した。分担は各解説の最後に付した。
 - 厚谷和雄・荒木裕行・岡美穂子・岡本真・黒嶋敏・佐藤雄介・須田牧子・田島公・高橋慎一郎・鶴田啓・西田友広・保谷徹・松井洋子・松方冬子・山本博文
 - 石田千尋(鶴見大学文学部教授)・彭浩(東京大学史料編纂所外国人研究員)
- 史料写真は、東京大学史料編纂所架蔵写真、および史料保存技術室(谷昭佳・高山さやか)の撮影になるものである。
- 編集は第三六回史料展覧会実行委員会およびニューカラー写真印刷株式会社が行った。
- 第三六回史料展覧会実行委員会のメンバーは左記のとおりである。
 - 保谷徹(委員長)・高橋敏子(副委員長)・飯塚英一郎・黒嶋敏・小宮木代良・末柄豊・須田牧子(幹事)・藤原重雄・三浦弘三・山口香織・山口和夫・山家浩樹

大陸との交流

1 太元帥法秘抄

根本元以来和三年丙五月街入
 并月四年不果渡海五月甲午
 到岸住淮南大舉督府廣後
 移住栢重寺大悲持念院始隨
 文道法月六年三月四日設二百
 二月十九日受灌頂月廿日准勅赴
 環起云右院壽慈檢校實上
 乘和五年奉詔入唐隨使赴道
 秋風飛九月八月到淮南城
 本朝沙門重宣之弟子有南三人
 我等所重宣和日日本國人
 入唐朝我珠人玉瑩惠鏡板照

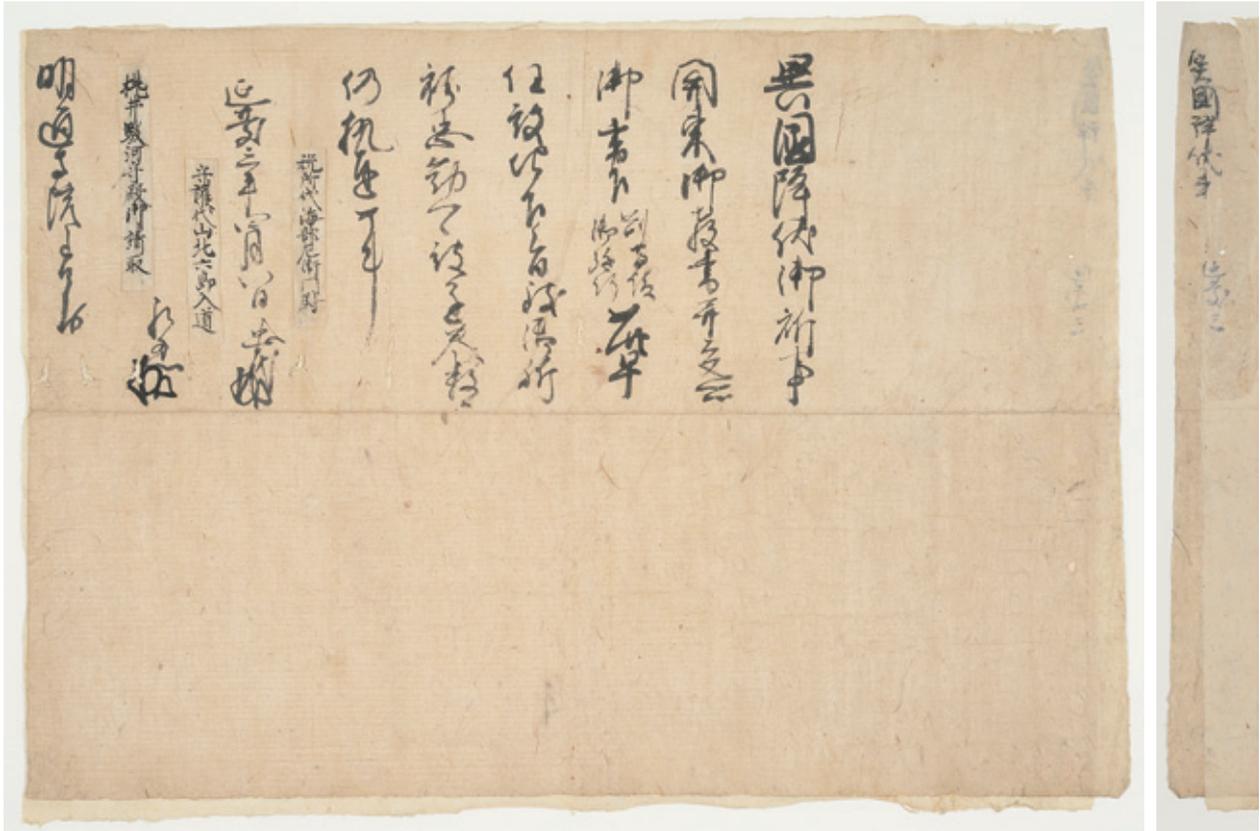
入唐朝我珠人玉瑩惠鏡板照
 衛護亦為人天功依請益克幼
 家惜留教不許棄沒之時令
 之志為思本國而大國恩獲士
 若蒼浪之逢終失素懷之旨
 敬時改本鄉但去傳若太元帥
 尊財如也一心衆古之父母街
 防難之神方也此亦唯為國王
 報為勳德不及誠以是秘重密
 本國求法之人將屬此深察之
 息以此為報汝輩莫失努力
 深守此言久待其人今得遇工
 目太元帥諸身魯奎羅法文道
 祖師託於是律所適得此法
 遇栢重寺父際和尚始此法傳
 授太元帥法詳以行因乘位
 主元照同宗義得法文通具其

於若君佛方則覽之與洲以下群衆男二張
 一筋也又銀題一錦一著一雙物指攝與之具足
 事者似吾國之類骨見形知名於四字錦者文士數
 兼雖令乘依無讀之人云
 三月
 十四日 若君御亭南廊御部上鳥作巢今日見出
 群先例不快之由有其沙袋內之被卜並御病事之
 由國道親驗等占中之
 十八日 若君御亭益殿登耳蔬生乃伊賀式部眾
 光宗同六即右衛門尉光宗等米行被行御占之處

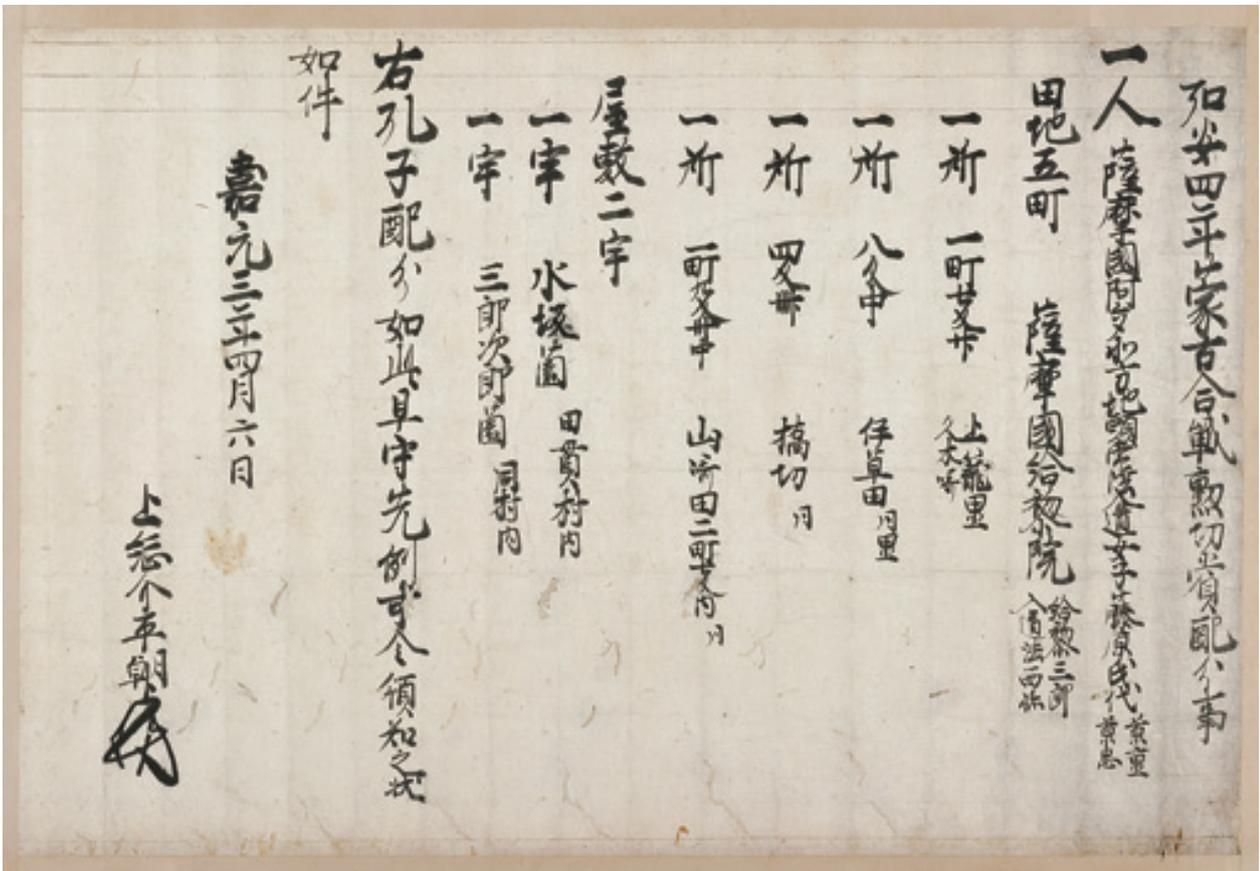
2 参考 新刊吾妻鏡(元仁元年二月二九日条)

出羽守以下乘籠子御精進中大進僧都信讓法
 服等同乘假之間攝其座及延年
 廿三 三浦駿河前司自二所歸來
 二月
 十一日 於御臺有大進物前奧別相公朝林寺
 破券犬十二疋射手六騎也
 廿二日 自駿河國進使者申云一昨日有 五冠常國
 惣社并富士新宮寺燒失神火云
 廿九日 去年冬比高麗人乘船流寄于越後國寺
 泊浦仍今日式部大夫朝時執進其弓箭以下具
 足於若君御方則覽之與洲以下群衆男二張以
 加等物類似美羽雁一太刀一管刀一太刀一
 筋也又銀題一錦一著一雙物指攝與之具足者
 者似吾國之類皆見形知名於四字錦者文士數
 兼雖令乘依無讀之人云
 三月
 十四日 若君御亭南廊御部上鳥作巢今日見出云
 先例不快之由有其沙袋內之被卜並御病事之由
 國道親驗等占中之
 十八日 若君御亭益殿登耳蔬生仍為伊賀式部

2 東鑑(元仁元年二月二九日条)

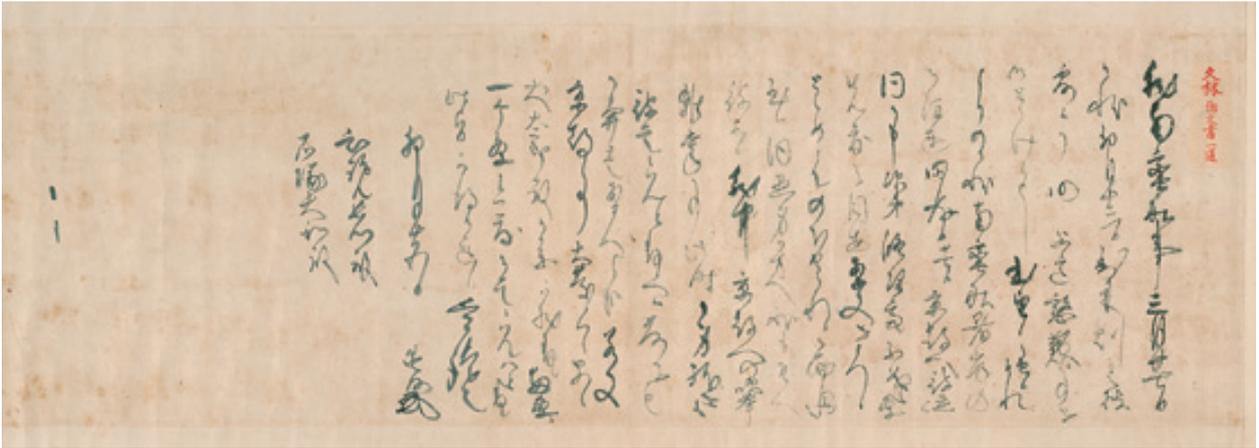


端裏書

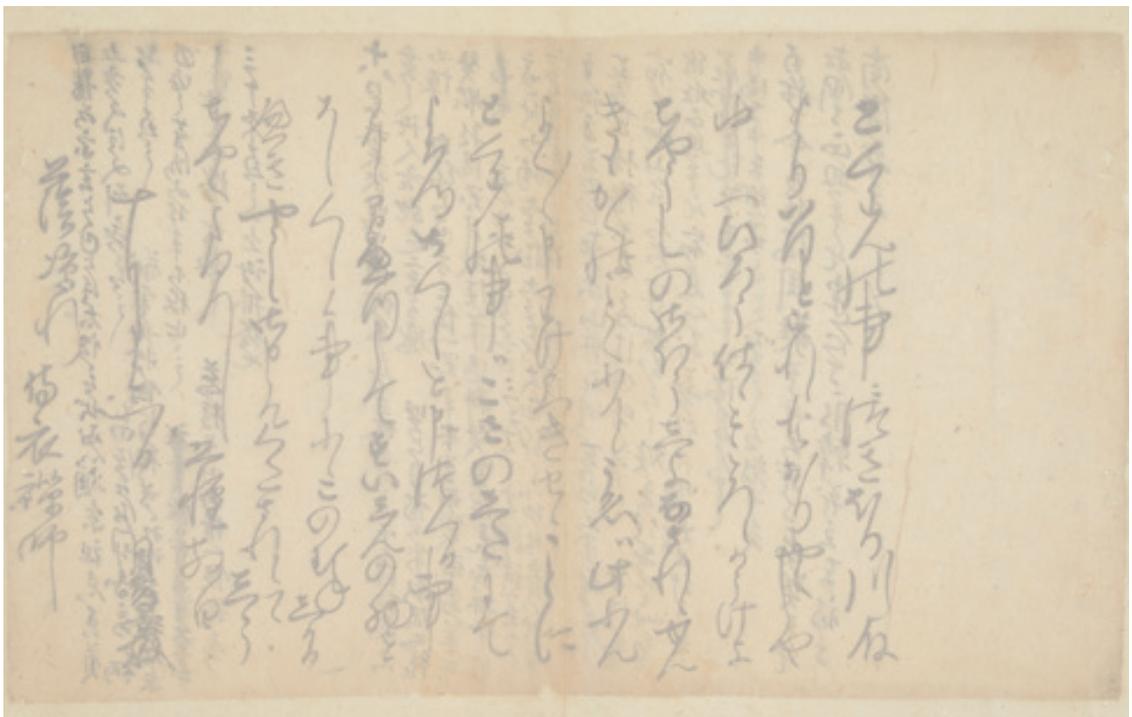


東シナ海域のひろがり

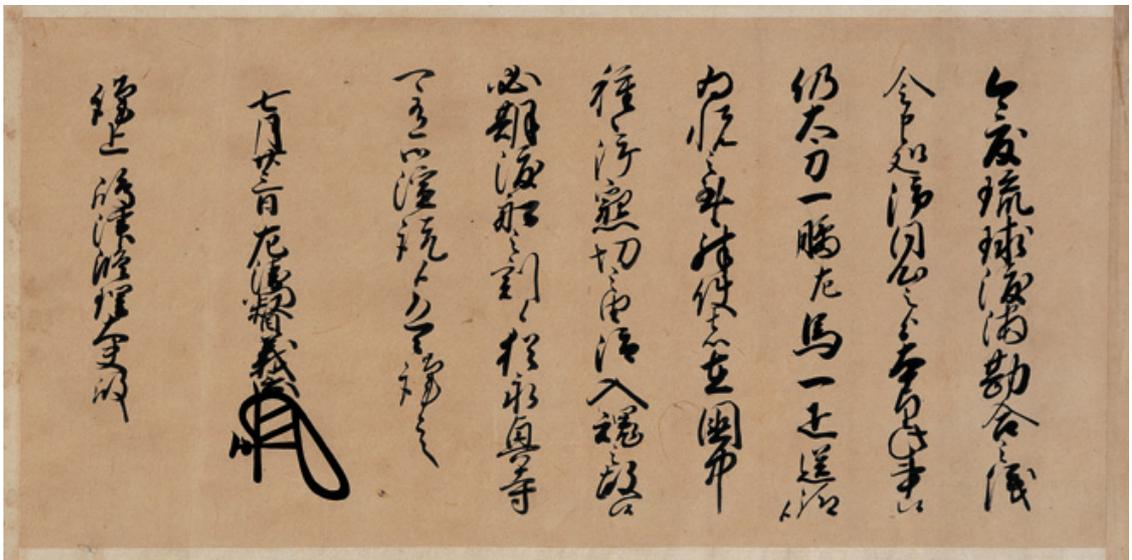
6 ◎芥河愛阿書状



7 俊仲周鷹書状(蔭涼軒日録残簡紙背)



9 ◎朝倉義景書状



大明副使將 承奉

欽差督察副使督浙江等處軍務各衙門為因近年以來日本各島小民假以買賣為名屢犯

中國邊境掠奪居民奉

旨議行浙 應承宣布政使司轉行本職親詣

貴國 等因奉此帶同義士蔣海胡節忠李御陳桂自萬平十一月十一日來至五島由松浦博多巴往豐後

大友以會議即蒙通行禁制各戶 賦徒備有回文撥船遣僧德 勿 壹 座 等 進

表貢物於有 行齋島禁賊御書見在特行偽禮札差通事夫 却 諸 投 進 爾 即 當 報

貴國 橫行分投 禁制不許小民私出海洋侵擾

中國 靜邊隙不生共享和 之 福 史 冊 書 美 光 傳 百 世 豈 不 快 哉 否 則 奸 商 為 利 不 已 黨 類 益 繁 禁 禁 之 由 竊 竊 發 匪 非

貴國 平安南國陳氏 文 慈 天 命 特 移 文 併 知 非 特 為

中國 而 一 行 之 希 即 回 文 復 咨 咨 者

右 咨

日本國對馬島



下

8 蔣洲咨文

兵部為欽奉

聖諭事照得傾因闕白具表乞封

皇上嘉其恭順 特准封為日本國王已足以遠慰內附之誠永堅外藩之類矣但闕白既受

皇上錫封則行長諸人即為

天朝臣子似應酌議量授官職令彼共戴

天恩永為臣屬恭候

命下將豐臣玄以授都督僉事官職以示獎勵擬合給劄為此合劄本官遵照劄內事理永堅恭順輔導國王恪遵

天朝約束不得別有他求不得再犯朝鮮不得擾掠沿海各保富貴共享太平一有背違

王章不宥須至劄付者

右劄付都督僉事豐臣玄以准此

萬曆貳拾叁年貳月

給日

劄付

一 庚寅歲送使於日本者只是交隣通信相好而已度非故
 也

一 此時對為島守其行長所奏傷也取回日本及我朝鮮非實語
 也

一 我國有君臣父子而後為國大明之國君臣我豈誠心事大
 難天地覆陸而不易也何可具日本借道而回俄大明也是
 任極名子報父天地之間寧有是理乎多可百死也不願
 聞此等語也

一 對馬等行長何得以借道事進告于我國也雖有此等傳
 語我國固可以死而己矣豈可待得此語也是以不聞此等
 語也

一 六年前日本軍舟渡海之初逢城而毀則人即殺何暇通
 借路之說何暇論從不能殺不殺也行長等報太閤之
 說豈亦大欺日本也

一 五年前日本軍兵出京城之時王子放逐則國王親渡海致
 謝之說實出於何人之口也則朝鮮地處日本之說又出
 於何人之口也出於沈奉耶起於行長耶日本雖論百王
 子而不還皇皇而上渡海致謝之說也夫上官才智與人豈不
 知不可不我我不我成不成也而妄為之說知不可成而強
 為之則架梯而打天敲空而見御音其可得乎作此說
 而報太閤者欺日本欺大明欺朝鮮欺日本國而其
 者報容身天地之間耶是人則欺回天地鬼神欺人猶
 且不况况欺天欺神乎此少誤國之說也不可說不可說我國
 則曾未聞此等語也又不見此等事也夫大抵做事之則
 相共論議義合則成不合則不成豈有共事難做底無
 義事也吾將此意故告朝廷則必行幸也身又信義
 王子渡海事勢似不難而我則不可也何也王子身論之則
 宜渡海而伸祀於太閤之前以宗社論之則不可以王子
 送祀於居父等之家明知決不可還也况我國王子非

一 知不可不我我不我成不成也而妄為之說知不可成而強
 為之則架梯而打天敲空而見御音其可得乎作此說
 而報太閤者欺日本欺大明欺朝鮮欺日本國而其
 者報容身天地之間耶是人則欺回天地鬼神欺人猶
 且不况况欺天欺神乎此少誤國之說也不可說不可說我國
 則曾未聞此等語也又不見此等事也夫大抵做事之則
 相共論議義合則成不合則不成豈有共事難做底無
 義事也吾將此意故告朝廷則必行幸也身又信義
 王子渡海事勢似不難而我則不可也何也王子身論之則
 宜渡海而伸祀於太閤之前以宗社論之則不可以王子
 送祀於居父等之家明知決不可還也况我國王子非
 天子之命則入親 天朝信且不為其能渡海而見聖家
 之面目耶然謀在於人而成在於天也不可言天而不謀
 也夫上臣則宜謀之而我則斷之以我余故尚先身沈
 老翰入慶州之言又古朝廷而取稟祈命令之如何而
 還報是料但其意不使外人知之行長之徒欲閉上官
 與政等論議之事窺听者紛更吏更慎之狀亦勉力圖
 之大計

一 我其官兩論事成之則渡海何難也

一 上帝而事之成不成消息則先下以于待德仁使之傳通
 我則得事勢有利然後下來矣

一 亦未可期也隨時善處為料

一 答夜問書二件一樣

一 義不我我不可已陳前書吾何堪倫的短分指馬也
 以待天下之公論也復何言哉雖然我當勉力謀
 之

皇明萬曆三十五年三月二十日朝鮮松雲大師

此十一件清正可告諸日本

二

東威板要領其地產糧千石
 軍見其地產遠在河邊忘
 志之故欲以之解標使千石八
 若之在獲也下屬千石之三韓
 領納進款之乘祥官以信守雅
 不於之度歲月為令海軍振威
 周之而念中聖克一願河
 濟江尾臣孫于代身自德定
 官不為也云於極底為守
 一書於仙公之室
 丁酉心子仲美子
 張孫王

敬白 天罰靈社起請文之支

一 琉球之儀自古有之

薩州島漢火之附庸依之 大年校謀其位之
時も嚴儀松以奉 祝宮或時も以使者彼儀獻陋邦
之方物其禮義終乎急矣就中

大同六年也 御時所被立置も相附 薩州儀後
儀武の勅有難去其起事圖 故不能相違有之
少法度も罪之 因琉球國被破却 且薩宮も於
昔國上者も此儀也 思定も之も主範中 按之
家公有御儀儀 正寄道物御も 志割陸島以錫我
其儀也 御恩何以の奉謝也 水之代も對
薩州之君七頭身 存跡意也

一 到子之儀 謙以靈社起請文も 草葉不可為洲
不恩も有可令相修也

一所被相定も 御法度當以不可致違乱也

右條之儀 伏在者も者

敬白 天罰靈社起請文之支

薩州島漢火之附庸依之 大年校謀其位之
時も嚴儀松以奉 祝宮或時も以使者彼儀獻陋邦
之方物其禮義終乎急矣就中

大同六年也 御時所被立置も相附 薩州儀後
儀武の勅有難去其起事圖 故不能相違有之
少法度も罪之 因琉球國被破却 且薩宮も於
昔國上者も此儀也 思定も之も主範中 按之
家公有御儀儀 正寄道物御も 志割陸島以錫我
其儀也 御恩何以の奉謝也 水之代も對
薩州之君七頭身 存跡意也

一 到子之儀 謙以靈社起請文も 草葉不可為洲
不恩も有可令相修也

一所被相定も 御法度當以不可致違乱也

右條之儀 伏在者も者

敬白 天罰靈社起請文之支

薩州島漢火之附庸依之 大年校謀其位之
時も嚴儀松以奉 祝宮或時も以使者彼儀獻陋邦
之方物其禮義終乎急矣就中

大同六年也 御時所被立置も相附 薩州儀後
儀武の勅有難去其起事圖 故不能相違有之
少法度も罪之 因琉球國被破却 且薩宮も於
昔國上者も此儀也 思定も之も主範中 按之
家公有御儀儀 正寄道物御も 志割陸島以錫我
其儀也 御恩何以の奉謝也 水之代も對
薩州之君七頭身 存跡意也

一 到子之儀 謙以靈社起請文も 草葉不可為洲
不恩も有可令相修也

一所被相定も 御法度當以不可致違乱也

右條之儀 伏在者も者

敬白 天罰靈社起請文之支

薩州島漢火之附庸依之 大年校謀其位之
時も嚴儀松以奉 祝宮或時も以使者彼儀獻陋邦
之方物其禮義終乎急矣就中

大同六年也 御時所被立置も相附 薩州儀後
儀武の勅有難去其起事圖 故不能相違有之
少法度も罪之 因琉球國被破却 且薩宮も於
昔國上者も此儀也 思定も之も主範中 按之
家公有御儀儀 正寄道物御も 志割陸島以錫我
其儀也 御恩何以の奉謝也 水之代も對
薩州之君七頭身 存跡意也

一 到子之儀 謙以靈社起請文も 草葉不可為洲
不恩も有可令相修也

一所被相定も 御法度當以不可致違乱也

右條之儀 伏在者も者

14 ◎暹邏国握浮勝不耽鈞祿高望君藍字書狀



14朱方印「鄭鎮山関防印」(実寸)



14朱円印(実寸)

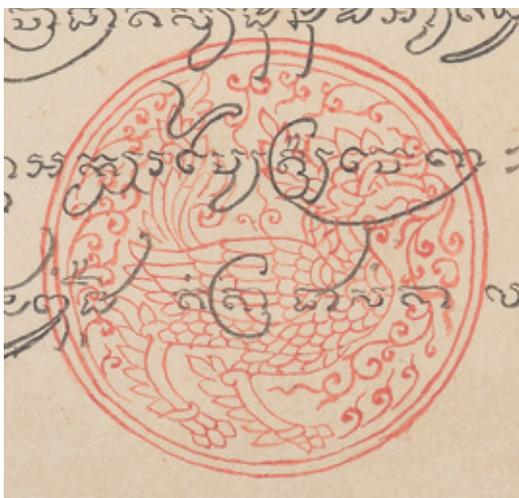


17朱方印「清王之璽」(実寸)

新貨仕札取
 送之々々
 林方和申
 流是十々
 活原出拾三人
 三日月
 三原諸君
 伊勢守御
 貴松澤屋
 世
 御奉仍申振書
 Jacqua Inc. 1810

日中初年候、元々どやてい王より
 為沙礼言指海使者セリ且申
 同八月八日山河、若津信比日迄
 候上方沙島古お侍申下候言
 申候。申度候。申年三月廿一
 呂宋迄御執申セ方申候同書
 何と申候。申分判。申下候。申
 付申下候。申下候。申下候。申
 海國と申下候。申下候。申下候
 者。申下候。申下候。申下候
 言。申下候。申下候。申下候
 拾月十九日
 天宮
 御奉仍申振

10- 11- 12- 13- 14- 15- 16- 17- 18- 19- 20- 21- 22- 23- 24- 25- 26- 27- 28- 29- 30- 31- 32- 33- 34- 35- 36- 37- 38- 39- 40- 41- 42- 43- 44- 45- 46- 47- 48- 49- 50- 51- 52- 53- 54- 55- 56- 57- 58- 59- 60- 61- 62- 63- 64- 65- 66- 67- 68- 69- 70- 71- 72- 73- 74- 75- 76- 77- 78- 79- 80- 81- 82- 83- 84- 85- 86- 87- 88- 89- 90- 91- 92- 93- 94- 95- 96- 97- 98- 99- 100- 101- 102- 103- 104- 105- 106- 107- 108- 109- 110- 111- 112- 113- 114- 115- 116- 117- 118- 119- 120- 121- 122- 123- 124- 125- 126- 127- 128- 129- 130- 131- 132- 133- 134- 135- 136- 137- 138- 139- 140- 141- 142- 143- 144- 145- 146- 147- 148- 149- 150- 151- 152- 153- 154- 155- 156- 157- 158- 159- 160- 161- 162- 163- 164- 165- 166- 167- 168- 169- 170- 171- 172- 173- 174- 175- 176- 177- 178- 179- 180- 181- 182- 183- 184- 185- 186- 187- 188- 189- 190- 191- 192- 193- 194- 195- 196- 197- 198- 199- 200- 201- 202- 203- 204- 205- 206- 207- 208- 209- 210- 211- 212- 213- 214- 215- 216- 217- 218- 219- 220- 221- 222- 223- 224- 225- 226- 227- 228- 229- 230- 231- 232- 233- 234- 235- 236- 237- 238- 239- 240- 241- 242- 243- 244- 245- 246- 247- 248- 249- 250- 251- 252- 253- 254- 255- 256- 257- 258- 259- 260- 261- 262- 263- 264- 265- 266- 267- 268- 269- 270- 271- 272- 273- 274- 275- 276- 277- 278- 279- 280- 281- 282- 283- 284- 285- 286- 287- 288- 289- 290- 291- 292- 293- 294- 295- 296- 297- 298- 299- 300- 301- 302- 303- 304- 305- 306- 307- 308- 309- 310- 311- 312- 313- 314- 315- 316- 317- 318- 319- 320- 321- 322- 323- 324- 325- 326- 327- 328- 329- 330- 331- 332- 333- 334- 335- 336- 337- 338- 339- 340- 341- 342- 343- 344- 345- 346- 347- 348- 349- 350- 351- 352- 353- 354- 355- 356- 357- 358- 359- 360- 361- 362- 363- 364- 365- 366- 367- 368- 369- 370- 371- 372- 373- 374- 375- 376- 377- 378- 379- 380- 381- 382- 383- 384- 385- 386- 387- 388- 389- 390- 391- 392- 393- 394- 395- 396- 397- 398- 399- 400- 401- 402- 403- 404- 405- 406- 407- 408- 409- 410- 411- 412- 413- 414- 415- 416- 417- 418- 419- 420- 421- 422- 423- 424- 425- 426- 427- 428- 429- 430- 431- 432- 433- 434- 435- 436- 437- 438- 439- 440- 441- 442- 443- 444- 445- 446- 447- 448- 449- 450- 451- 452- 453- 454- 455- 456- 457- 458- 459- 460- 461- 462- 463- 464- 465- 466- 467- 468- 469- 470- 471- 472- 473- 474- 475- 476- 477- 478- 479- 480- 481- 482- 483- 484- 485- 486- 487- 488- 489- 490- 491- 492- 493- 494- 495- 496- 497- 498- 499- 500- 501- 502- 503- 504- 505- 506- 507- 508- 509- 510- 511- 512- 513- 514- 515- 516- 517- 518- 519- 520- 521- 522- 523- 524- 525- 526- 527- 528- 529- 530- 531- 532- 533- 534- 535- 536- 537- 538- 539- 540- 541- 542- 543- 544- 545- 546- 547- 548- 549- 550- 551- 552- 553- 554- 555- 556- 557- 558- 559- 560- 561- 562- 563- 564- 565- 566- 567- 568- 569- 570- 571- 572- 573- 574- 575- 576- 577- 578- 579- 580- 581- 582- 583- 584- 585- 586- 587- 588- 589- 590- 591- 592- 593- 594- 595- 596- 597- 598- 599- 600- 601- 602- 603- 604- 605- 606- 607- 608- 609- 610- 611- 612- 613- 614- 615- 616- 617- 618- 619- 620- 621- 622- 623- 624- 625- 626- 627- 628- 629- 630- 631- 632- 633- 634- 635- 636- 637- 638- 639- 640- 641- 642- 643- 644- 645- 646- 647- 648- 649- 650- 651- 652- 653- 654- 655- 656- 657- 658- 659- 660- 661- 662- 663- 664- 665- 666- 667- 668- 669- 670- 671- 672- 673- 674- 675- 676- 677- 678- 679- 680- 681- 682- 683- 684- 685- 686- 687- 688- 689- 690- 691- 692- 693- 694- 695- 696- 697- 698- 699- 700- 701- 702- 703- 704- 705- 706- 707- 708- 709- 710- 711- 712- 713- 714- 715- 716- 717- 718- 719- 720- 721- 722- 723- 724- 725- 726- 727- 728- 729- 730- 731- 732- 733- 734- 735- 736- 737- 738- 739- 740- 741- 742- 743- 744- 745- 746- 747- 748- 749- 750- 751- 752- 753- 754- 755- 756- 757- 758- 759- 760- 761- 762- 763- 764- 765- 766- 767- 768- 769- 770- 771- 772- 773- 774- 775- 776- 777- 778- 779- 780- 781- 782- 783- 784- 785- 786- 787- 788- 789- 790- 791- 792- 793- 794- 795- 796- 797- 798- 799- 800- 801- 802- 803- 804- 805- 806- 807- 808- 809- 810- 811- 812- 813- 814- 815- 816- 817- 818- 819- 820- 821- 822- 823- 824- 825- 826- 827- 828- 829- 830- 831- 832- 833- 834- 835- 836- 837- 838- 839- 840- 841- 842- 843- 844- 845- 846- 847- 848- 849- 850- 851- 852- 853- 854- 855- 856- 857- 858- 859- 860- 861- 862- 863- 864- 865- 866- 867- 868- 869- 870- 871- 872- 873- 874- 875- 876- 877- 878- 879- 880- 881- 882- 883- 884- 885- 886- 887- 888- 889- 890- 891- 892- 893- 894- 895- 896- 897- 898- 899- 900- 901- 902- 903- 904- 905- 906- 907- 908- 909- 910- 911- 912- 913- 914- 915- 916- 917- 918- 919- 920- 921- 922- 923- 924- 925- 926- 927- 928- 929- 930- 931- 932- 933- 934- 935- 936- 937- 938- 939- 940- 941- 942- 943- 944- 945- 946- 947- 948- 949- 950- 951- 952- 953- 954- 955- 956- 957- 958- 959- 960- 961- 962- 963- 964- 965- 966- 967- 968- 969- 970- 971- 972- 973- 974- 975- 976- 977- 978- 979- 980- 981- 982- 983- 984- 985- 986- 987- 988- 989- 990- 991- 992- 993- 994- 995- 996- 997- 998- 999- 1000-



20朱円印写(実寸)

長崎通商信牌

鎮臺憲命為擇商給牌貿易肅清法紀事照
得爾等唐船通商

本國者歷有年所絡繹不絕但其來人混雜無稽以致奸商故違禁例今特限定各港船額外加癸丑年該販廣東港門壹艘所帶貨物限定估價約壹萬參千伍百兩以通生理所論條款取具船主蔡元士親供甘結在案今合行給照即與信牌壹張以為憑據進港之日驗明牌票繳訖即收船隻其無憑者即刻遣回爾等唐商務必愈加謹飾儻有違犯條款者再不給牌票按例究治决不輕貸各宜慎之須至牌者

長崎譯司 劉樊 劉陳 柳文 林葉 特奉

右票給廣東船主蔡元士

享保拾玖年肆月拾叁日給

譯司  限到 日繳

東埔塞國大總統理水陸軍務帶管英版通國地
方進爵六參烈已司哲王鄭 謹啟于

日本國國王殿下
伏以

德皇東耀九州共仰光華
瑞色西臨四海咸瞻綉纈世徵祥遊版被澤恭植

殿下
華帝長德皇國鑿固如山
寬曠天心聖度汪洋似海仁風遠播八經沐錦繡之恩
今聞華揚萬國蒙讓歡之慶稱航越祥以錫麟商費
遠近而祝來是以昔年叨慶

大德龍領 龍牌據于癸丑甲寅二年秋風慶慶不能觀究
上國從切向日私誠及至丙辰國變人殊舟往脚吹元
至去歲特遣英管國會書

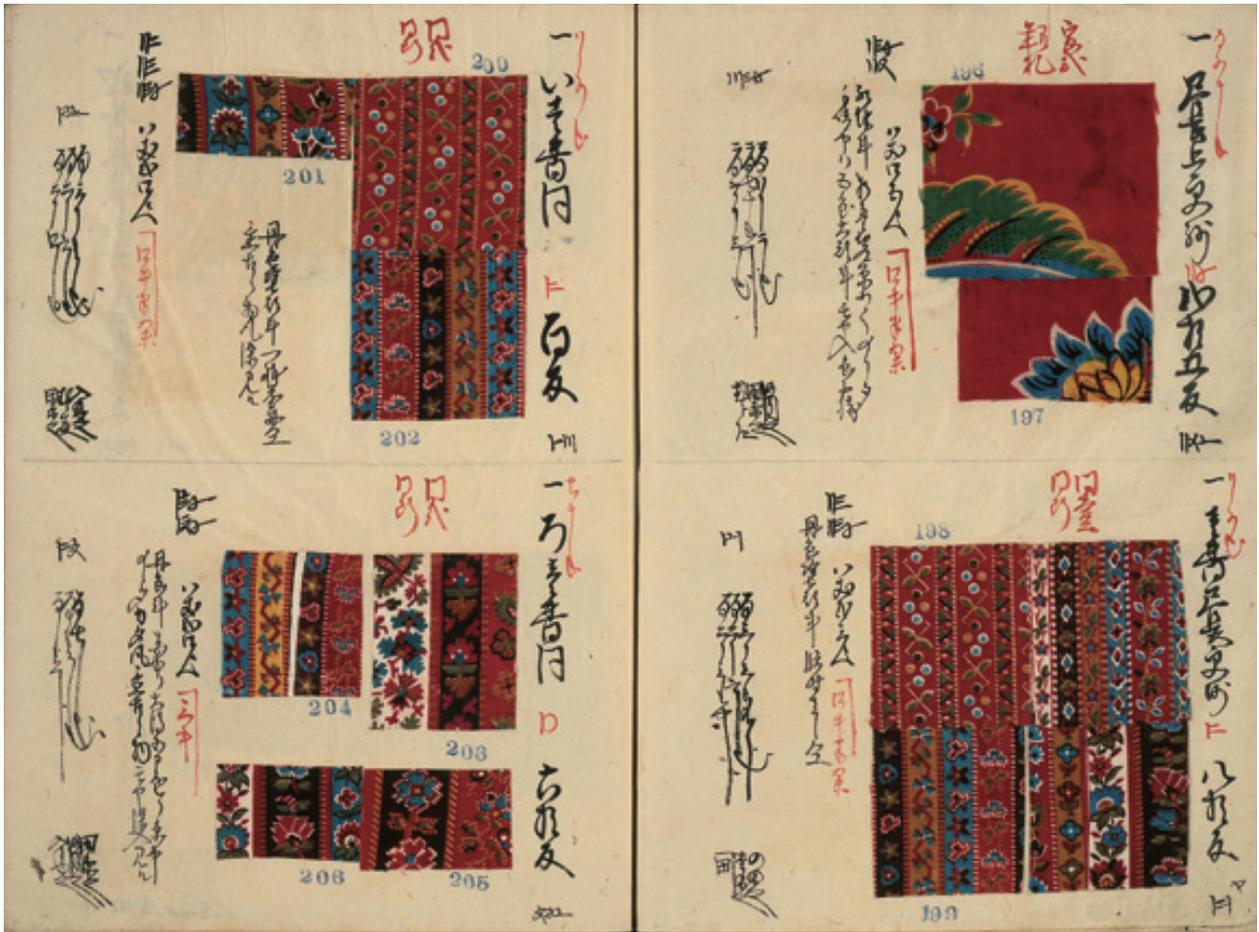
上陳先飾部懷益者獲慈恩波廣洒放請
乾牌弄獨因遺卓員六便雅厚胃文得理船商林善長
前趨

貴國敬獻土產茂表敬表伏望
金批准行昭例給付以增聲色于敬國永被仁慈于
天邦無任翹切曷勝企仰

士

五月 日

20 柬埔寨國鄭天賜書狀寫·漢文訳

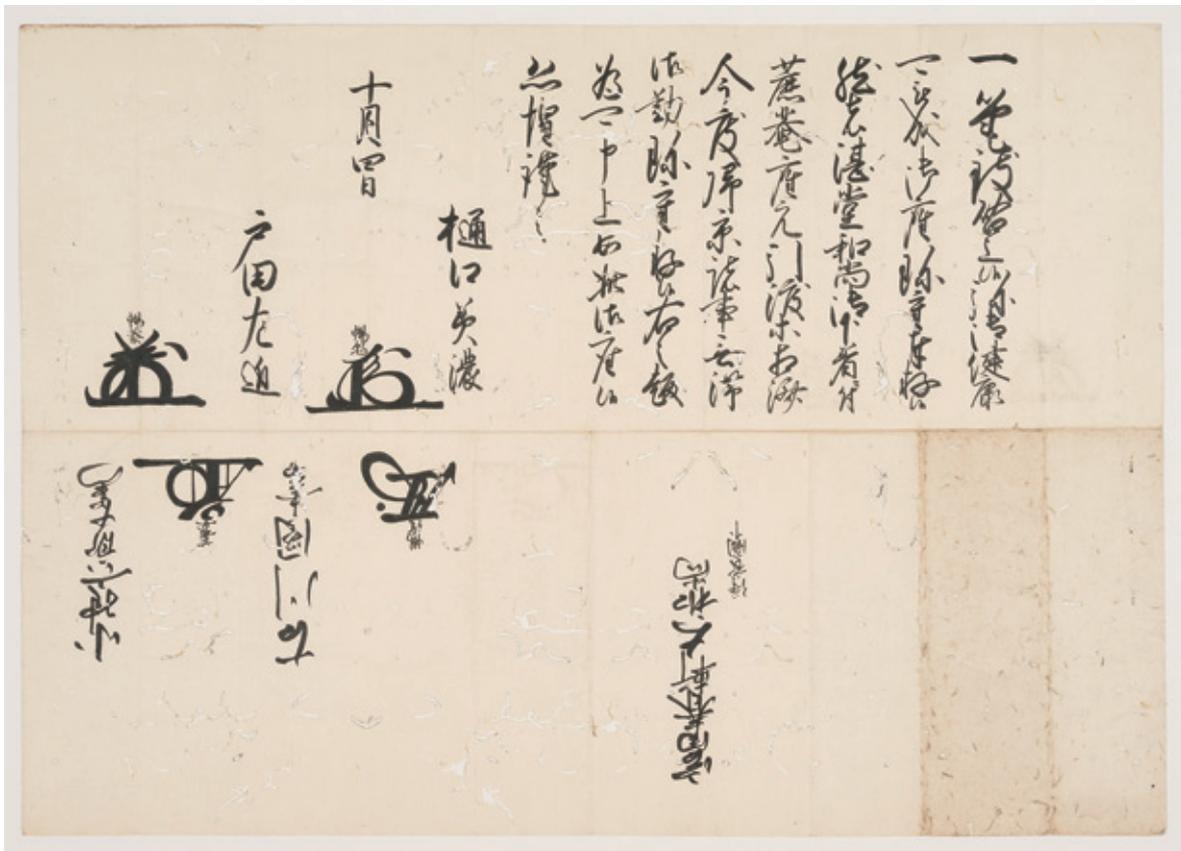


22 オランダ甲比丹ブロンホフ家族図(部分)





23○韓客酬和



25 対馬藩家老古川暢往等連署書状



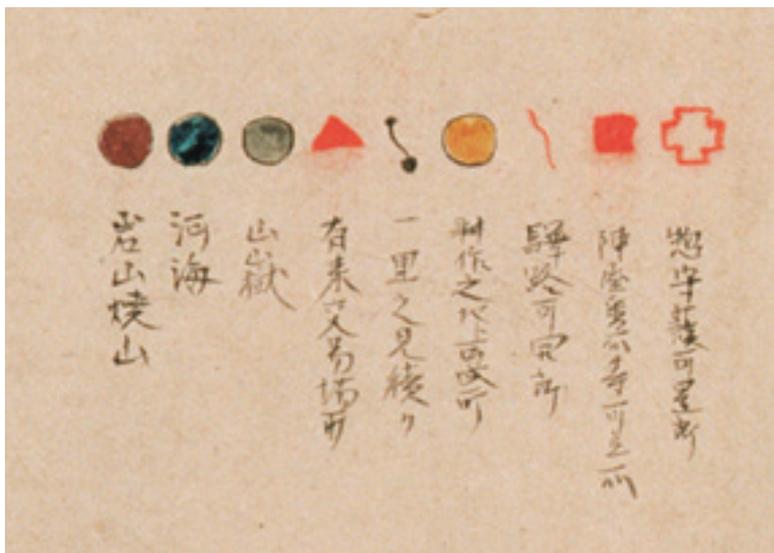
麋(鹿の一種)



蝟(はりねずみ)



拡大図(部分)



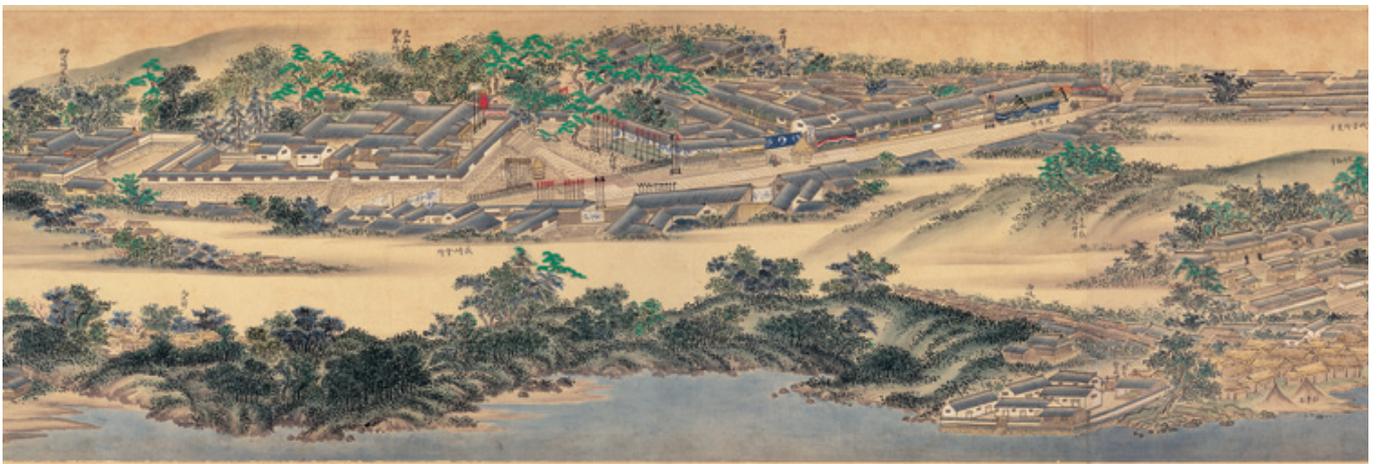
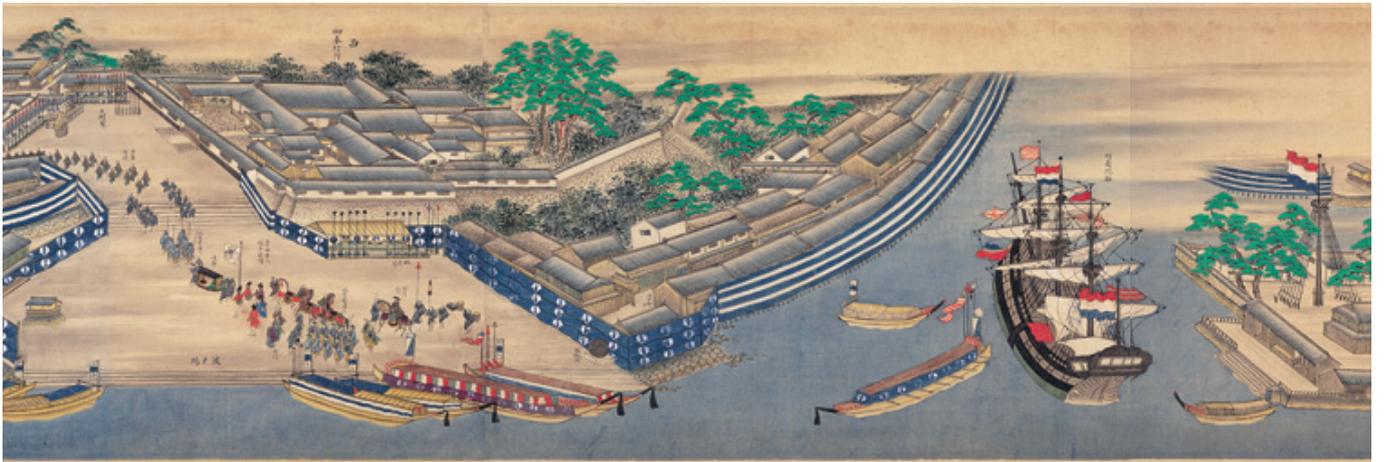
凡例部分

27 露国使節レザノフ来航絵巻





拡大図(部分)



28 米国水師提督ペリー自署書翰

U.S. Steam Frigate *Porpoise*
 Port Loyal, Peel Island June 15th 1853

Sir

I give You charge as my Agent of
 the piece of ground this day purchased of You by
 me, and request that You will forbid the
 cutting of timber, or any trespass thereon on
 pain of the penalties of the law.

Respectfully
 Your obedient Servant

W. B. Lewis

W. Nathaniel Savory
 Port Loyal, Peel Island.

29 海外旅行券取極通知一件

千八百五十六年六月廿九日
 外國事務執政閣下
 余因于六月廿九日由倫敦乘船
 前往香港等處。今以此通知書
 呈請閣下。凡有欲往香港等處
 者。請向閣下領取此通知書。以
 便向各國領事館領取入票。此
 通知書之格式。已附呈閣下。其
 中各項。均係根據各國領事館
 之規定。而擬定之。凡有欲往
 香港等處者。請向閣下領取此
 通知書。以便向各國領事館取
 入票。此通知書之格式。已附
 呈閣下。其各項。均係根據各
 國領事館之規定。而擬定之。

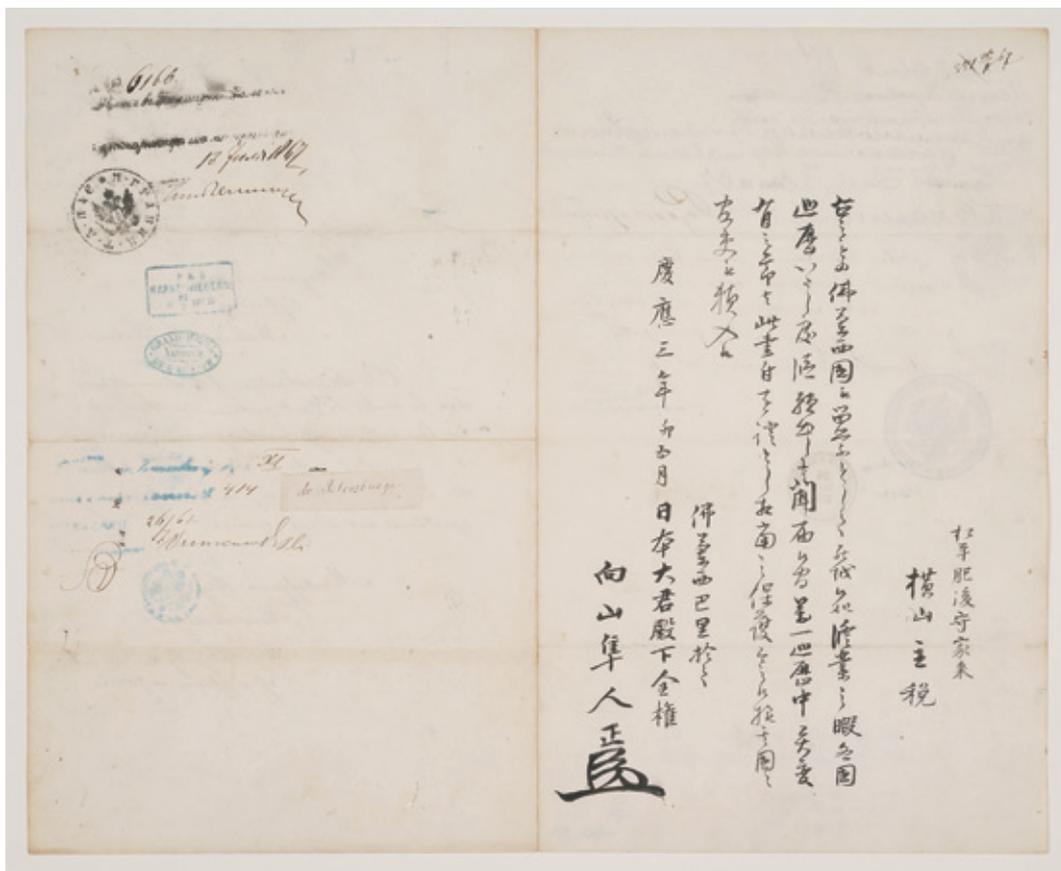
X. B. Mc Leod's Gate
 June 29th 1856

The Undersigned has
 to request Your Excellency to forward
 to him to-day or tomorrow a copy
 of the Proclamation of the 23rd
 May last permitting Japanese
 subjects to travel abroad as their
 Excellencies are aware that special
 attention is made to this document
 in the Xth Article of the Convention
 that is to be signed tomorrow.
 With Respect and Consideration
 Henry Parkes
 Hon. British Majesty's Consul
 Yokohama, & Consul-Resident
 to the Ministers
 for Foreign Affairs.

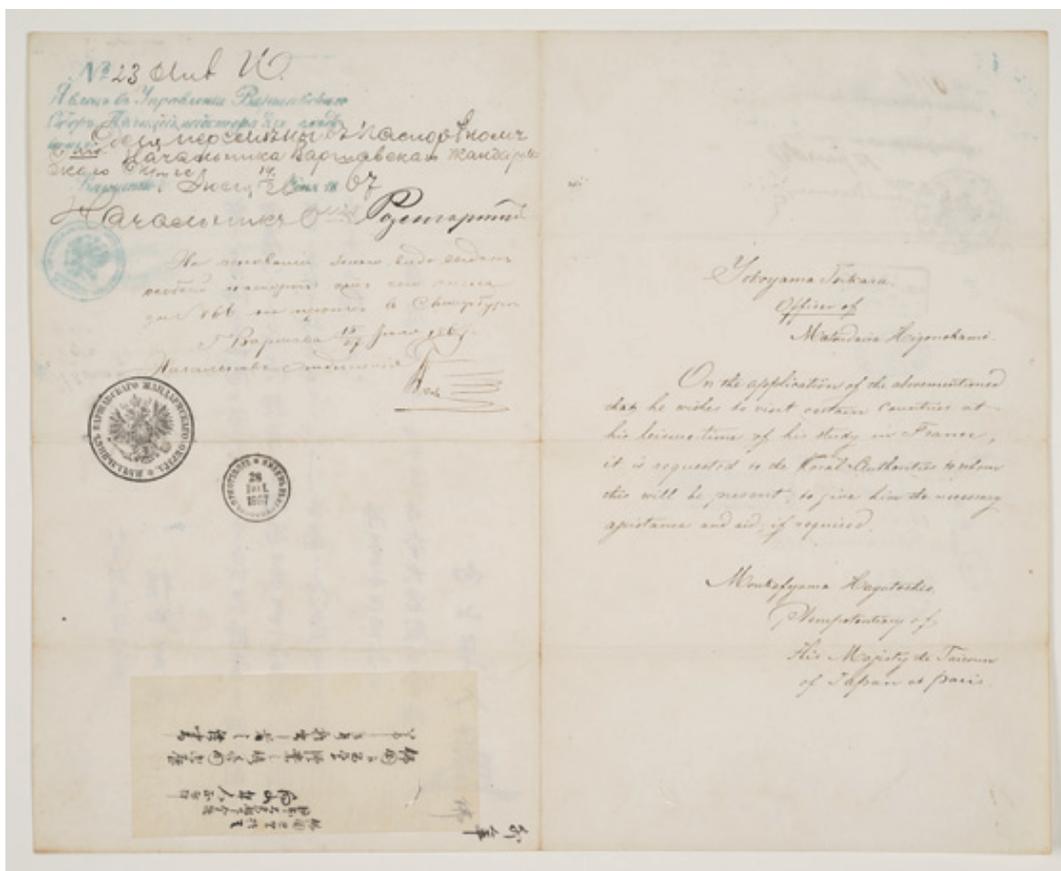
海外旅行券取極通知一件

記
 外務省
 印

表紙



表



裏

解説と釈文

1 太元帥法秘鈔 一卷〈前闕〉

紙本墨書 縦二七・八

鎌倉時代 一三世紀

S 貴二五—二

太元帥法の由緒を始め、修法の次第等を諸書より抄出した記録。奥書によれば、醍醐寺の寛覚が文書の紙背を利用して自ら撰集し、文永年中(一二六四—一二七四)に灌頂の師である延命院法印観俊の披見を求めたもので、これを伝領した後人が追補を加えている。

太元帥法は太元帥明王を本尊とする秘法で、入唐八家の一人である常曉により将来され、仁寿元年(八五一)一二月、後七日御修法に准じて毎年正月八日から七日間、常曉が太元帥法の尊像等を安置した法琳寺の別当が太元阿闍梨として勤修することとなった。常曉は治国の宝、勝敵の要としての功德を宣揚したが、天慶三年(八四〇)の平将門の乱に際して太元帥法が修されて霊験があったとされる。凶版は現存する文首部分で、常曉の『入唐根本大師記』および籠寿の『太元帥法縁起』の抄出。承和五年(八三八)の入唐、栖霞寺における文際からの太元帥法の受伝、同六年の帰朝の様子を記している。

〔参考〕東京大学史料編纂所蔵謄写本「太元秘記」『柳原家記 録百九』(二〇〇一—〇一〇九)、永村真「修法と聖教—太元帥法を通して」『中世寺院史料論』吉川弘文館、二〇〇〇

【釈文】

(前闕)

根本記云、以承和三年^{丙辰}、五月、衛入唐命、其年并同四年、不果渡海、五月^{午戌}、六月進発、同八月到岸、住淮南大都督府廣陵館、同十二月移住栖霞寺大悲持念院、始隨文際和尚、受□大道法、同六年正月四日、設二百僧齋、供四衆、同二月十九日受灌頂、同廿一日准勅赴本朝、

縁起云、右籠壽謹檢故実、先師権律師常曉承和五年奉詔入唐、隨使赴道、暮潮解纜、秋風飛帆、同年八月到淮南城、住廣陵館、爰本朝沙門靈宣之弟子有兩三人、始逢律師陳曰、我等師靈宣和尚日本人、為望仏日、早入唐朝、戒珠全瑩、惠鏡恒照、專為国土之衛護、亦為人天帰依、請益究功、擬還之際、官家惜留、敢不許、垂没之時、命吾等曰、求法之志、為思本國、而大國留我、微志不遂、噫徒苦蒼浪之途、終失素懷之旨、方今仏像・聖教、皆渡本郷、但未伝者、太元帥之道而已、斯尊則如来之肝心、衆生之父母、衛國之甲冑、防難之神方也、此亦唯為國王、專行宮中、輒為黎庶、不及城外、是秘重蜜法也、須待得本國求法之人、將属此深密之法耳、故郷之恩、以此為報、汝輩莫失、努力々々者、吾等深守此言、久待其人、今得遇子、先師願足矣、因太元帥諸身曼荼羅・法文・道具等、授与祖師訖、於是律師適得此法、未詳用修、便遇栖霞寺文際和尚、始学法儀、漸究尊道、授以太元帥法、許以阿闍梨位、又花林寺座主元照問宗義、得法文・道具等、学

金剛界大法・諸尊法畢、以同六年帰本朝、爰承和聖主聞斯法之神験、深以崇重之、同七年、仰所司、依法造作一百利劍・一百弓箭・種々道具、被莊嚴也、同年十二月始修之於常寧殿云々、

2 ◎東鑑(元仁)元年二月二十九日条 一冊(五二冊のうち)

紙本墨書 三〇・六×二二・四

江戸時代 一七世紀

島津家文書五三一—二七

『東鑑』(『吾妻鏡』とも)は鎌倉末期に鎌倉幕府によって編纂された歴史書。原本は伝来せず、複数の系統の写本が存在する。島津家文書中の『東鑑』(以下、島津本)は、島津家で収集・整備され、慶長三年(一六五〇)に江戸幕府へ献上されたものの写と考えられている。参考とした『新刊吾妻鏡』は、慶長一〇年(一六〇五)に徳川家康の命令で刊行されたもので、慶長古活字本・伏見版と称されるものである。島津本には、慶長古活字本や、そのもととなったと考えられる北条本には見られない記事が収録されており、これを補うものとして利用されている。当該部分は貞応二年(一二二二)の冬、越後国寺泊に漂着した異国船に関する記事である。

この日、乗員の持ち物などが越後国守護であった北条朝時から幕府に提出された。その中に銀製の札があったが、そこに記された四文字を誰も読むことがで

きなかつたという。

この文字はその後解読されず、『慶長見聞集』(巻四)には、読めない文字は無いという人物に、この四文字を示してやりこめるといふエピソードが記されている。また林羅山は寛永一三年(一六三六)に朝鮮通信使の一員であった文弘積に読み方を尋ねており、文弘積は「王国貴族」と読むのではないかと答えている(『林羅山文集』巻五六)。

近代以降、この文字が女真文字であり、札は東夏国の物であることが指摘されたが、一九七六年にロシア沿海州のシャイギン城跡から実物が発掘され、一文字目は王の署名、以下三文字は女真文字五文字を組み合わせたもので、駅伝の利用を許可する牌(バイザ)であることが明らかとなった。(西田)

〔参考〕田中義三郎則府「契丹女真新資料の言語学的寄与」(『日本語学とアルタイ語学』明治書院、一九九一、初出一九八五)、A・J・イブリエフ(川崎保・川崎輝美訳)「日本の文献史料から見たシャイギンのバイザ」(『古代学研究』一七五、二〇〇六)

【釈文】

廿九日、去年冬比、高麗人乗船流寄于越後国寺泊浦、仍今日、式部大夫朝時執進其弓箭以下具足於若君御方、則覽之、奥州以下群参、弓二張、飯合如常、但頗短、似夷羽壺一、太刀一、常刀、聊細長也刀一、大略同常、以緒組之彼帶中央付銀簡、長七寸、広二寸方也其中注銘四字也、又銀題一、銘一、箸一、動物骨、以皮造之、櫛袋人之具足等者似吾国之類、皆見形知名、於四字銘者、文士教輩雖令参候、無読之人云、簡銘書様(銘文省略)

3 高麗牒状不審条々 一通

紙本墨書 三二・八×四九・四
鎌倉時代 文永八年(一二七二)
未整理

一二六八年(高麗元宗九、文永五)にモンゴル側にたった高麗政府が送った「牒状」(政府間で取り交わした外交文書)と、一二七一年の三別抄からの「牒状」の内容を比較して、疑問点や注意点を列挙したものの。一二三〇年代初頭に始まるモンゴルの高麗侵攻により、高麗は都を開城から江華島に遷した。しかし、一二七〇年、国王元宗と文臣らは遂に屈服して首都帰還を決定。一三世紀初めに創設された三別抄はこの決定に反し、全羅道を根拠に王族を立て、モンゴル軍と高麗王室に対して反乱を起こした。一二七一年、三別抄は珍島より日本に救兵と兵糧を求める「牒状」を携えた使者を派遣したが、日本側はそうした複雑な情勢が分からなかった。『吉統記』によれば「高麗牒状」は鎌倉幕府を経て京都の朝廷にもたらされ、その内容をめぐって評定が続けられたらしい。本文書には文字を訂正した部分が何か所もあり、おそらくは朝廷の評定で披露する報告書を作るための参考資料とされたのであろう。三別抄は、平等・互恵の原則で日本と関係を結び、ともにモンゴルの脅威に対抗しようと構想したが、日本の支配者層は十分理解せず、何らの反応も起こさなかった。三別抄をはじめ高麗国内での反乱は一二七四年に鎮圧され、同年日本侵略がなされるが、こうした反乱が日本への侵攻作戦を遅らせ、失敗に至らせた一要因と考えられている。(田島)

〔参考〕石井正敏「文永八年来日の高麗使について」(『東京大学史料編纂所報』一二、一九七八)、村井章介「三別抄の乱」(歴史学研究会編『日本史料2中世』岩波書店、一九九八)、石井「文永八年の三別抄牒

状について」(『中央大学文学部紀要』史学五六、二〇一一)

【釈文】

高麗牒状不審条々

一、以前状文永五年、揚蒙古之徳、今度状文永八年、韋毳者無

遠慮云々、如何、

一、文永五年状書年号、今度不書年号事

一、以前状、帰蒙古之徳、成君臣之義云々、今状、遷宅江華、近四十年、云々如何左枉、聖賢所惡、

仍又遷都珞嶋云々

一、今度状、端ニハ不従成戦之思也、奥ニハ為蒙被使

云々、如何相違如何、

一、漂風人護送事、

一、屯金海府之兵、先廿許人、送日本国事

一、我本朝統合三韓事

一、安寧社稷、待天時事

一、請胡騎数万兵事

一、達兎旒許、垂寛宥事

一、奉贄事

一、遣使問訊事

※「韋毳」とはなめし革と毛織物で遊牧民族を指す。「被髮左枉」とは結われない髪と左前の衣裳のことで儒教が卑しむ蛮俗を意味する。「社稷」とは国家。「兎旒」とは恐ろしいふきながしのことであり、ここではモンゴルの旗を意味する。

4 関東御教書(二階堂家文書のうち) 一通

紙本墨書 三三・〇×四六・九
鎌倉時代 文永八年(一二七二)
S 島津家文書七九一四―二一九

江戸時代に薩摩藩島津家の家臣であった二階堂家に伝わった、『二階堂家文書』のなかの一通。文永五年

(二二六八)正月に日本に通好を求めるモンゴルの国書が届き、文永八年(一二二七)八月には、国書を無視するとモンゴル軍の襲来は避けられぬ、という高麗からの警告の書が届いた(No.3「高麗牒状不審条々」による)。これをうけた幕府が、「蒙古人」に対する防備のために、九州に所領を持つ関東の御家人に、九州への下向を命じた書類のうちの一例がこの史料である。

相模国懐島郷(神奈川県茅ヶ崎市)を本拠としていた二階堂行景に対して、所領の一つである薩摩国阿多北方(鹿児島県南さつま市)へ代官を派遣して、薩摩守護の島津久時にしたがって異国に対する防衛を固めよ、と命じている。のちに行景の子泰行は、阿多北方に本拠を移し、子孫は薩摩で活動を続けることになる。また、弘安四年(一二二八)の蒙古襲来の際に九州に派遣された二階堂氏の代官二人には、合戦後に恩賞として幕府から薩摩の土地が与えられている(参考文献)。(高橋慎)

【釈文】

蒙古人可襲来之由、有其聞之間、所下遣御家人等於鎮西也、早速差下器用代官於薩摩国阿多北方、相伴守護人、且令致異国之防禦、且可鎮領内之悪党者、依仰執達如件、

文永八年九月十三日
相模守(花押)
左京権大夫(花押)
阿多北方地頭

4 参考○蒙古合戦勲功賞配分状(二階堂家文書のうち)

紙本墨書
鎌倉時代 嘉元三年(二三〇五)
S 島津家文書七九一四一五十一四

【釈文】

弘安四年蒙古合戦勲功賞配分事

一人薩摩国阿多北方地頭常陸入道女子藤原氏代(景重)

田地五町 薩摩国給黎院(給黎三郎入道法西跡 上籠里 久木崎)

一所 一町七反廿

一所 八反中

一所 四反冊

一所 一町九反卅中 山崎田二町七反内(同)

屋敷二字

一字 水坂園(田貫村内)

一字 三郎次郎園(同村内)

右、孔子配分如此、且守先例、可令領知之状如件、

嘉元三年四月六日

上総介平朝臣(花押)

5

若狭国守護代・税所代連署遵行状

紙本墨書 三〇・七×四三・〇

鎌倉時代 延慶三年(二三一〇)

未整理

延慶三年(二三一〇)二月二十九日に発せられた関東御教書(鎌倉幕府の命令書、『鎌倉遺文』二三九一七、若狭明通寺文書)を受けて、若狭国の守護代・税所代が、明通寺(福井県小浜市)に対し異国降伏の祈禱を命じた文書。もとは明通寺に伝来した。

文永・弘安の蒙古襲来以降も異国警固番役や異国降伏祈禱が行われたが、その一方で僧侶や貿易船の往来も行われていた。

至大二年(延慶二、一三〇九)正月、貿易上のトラブルから日本人が元の慶元府(浙江省寧波市)で放火を行うという事件が発生した。この事件はすぐに日本にも伝わったようで、同二月二十六日には肥前国に対し「異賊の事、襲来すべきの由、その聞こえあり」として、また長門国でも「異賊蜂起」により祈禱が命じられている(『鎌倉遺文』二三六〇四・二三六〇五、肥前実相院文書・長門一宮住吉神社文書)。これらは鎮西探題および長門・周防探題(いずれも幕府の出先機関)による対応と考えられる。一方、元でもこの事件を受けて、沿海地域の警備強化が行われており、このような情報を受けて、延慶三年二月に幕府は全国に異国降伏の祈禱を命じたものと考えられる。(西田)

【釈文】

一異国降伏事 延慶三二

異国降伏御祈事、関東御教書并公文所御書下(副守護)如
此、早任被仰下之旨、致御祈禱忠勤、可被進巻教候、
仍執達如件、

延慶三年四月八日

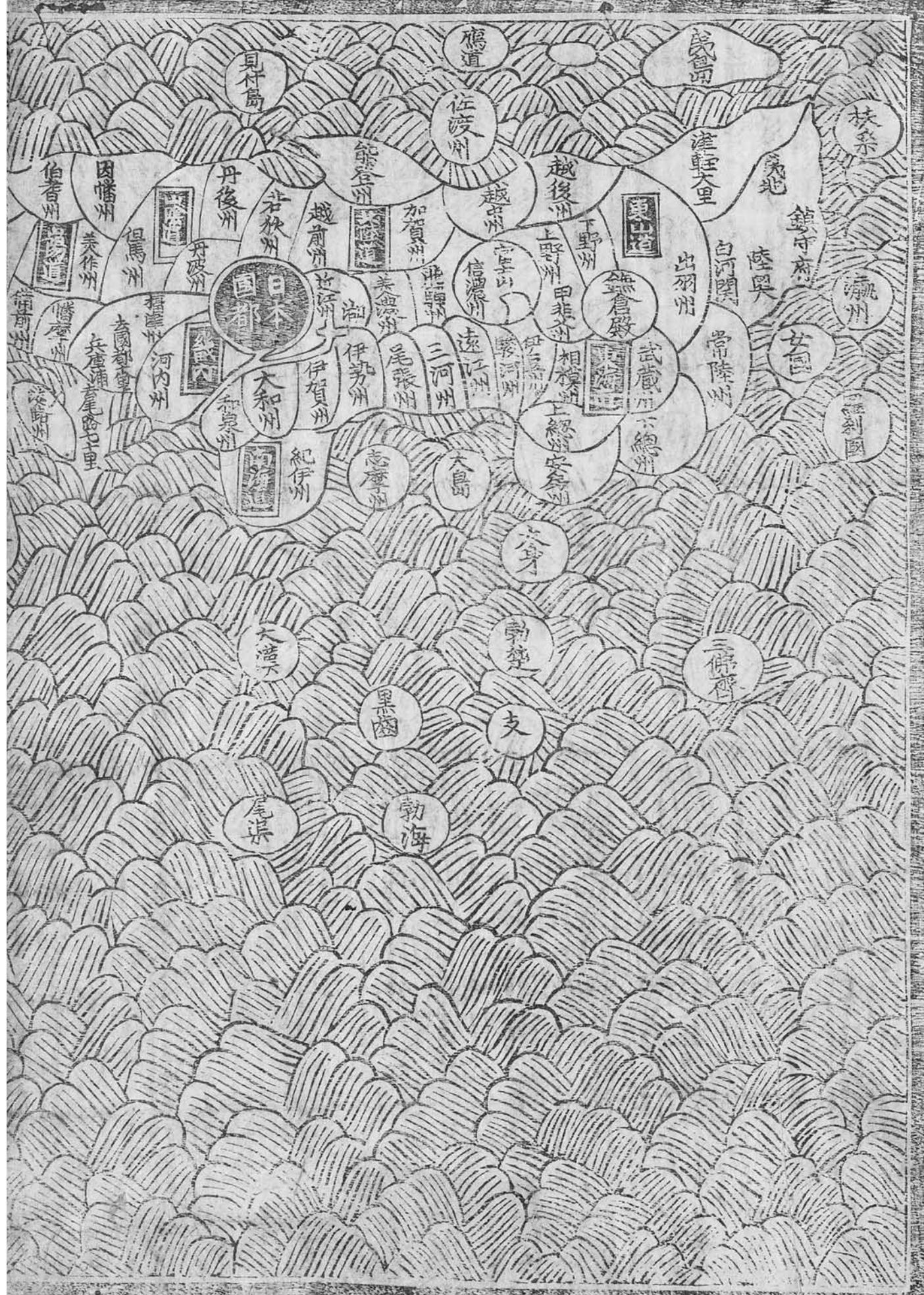
「税所代海部左衛門尉」
忠氏(花押)

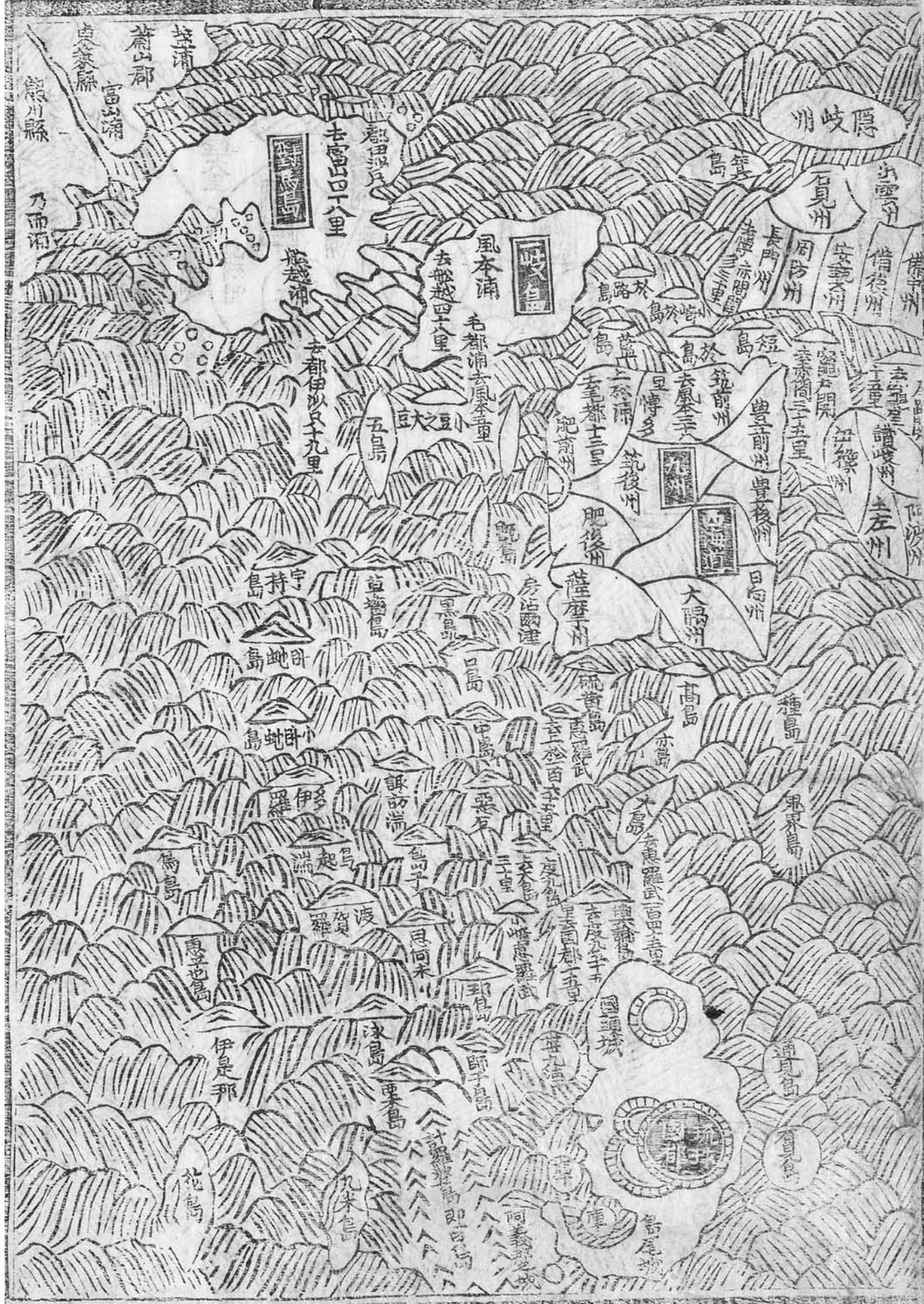
「守護代山北六郎入道」
永忍(花押)

明通寺院主御房

「桃井駿河守殿御請取」

海東諸國總圖





隱岐州

石見州

安藝州

備前州

備後州

美濃州

信濃州

上野州

武蔵州

相模州

駿河州

甲斐州

信濃州

越前州

能登州

加賀州

富山縣

石川縣

福井縣

滋賀縣

山梨縣

長野縣

群馬縣

茨城縣

栃木縣

出雲守 備後守 備前守 備後守 美濃守 信濃守 上野守 武蔵守 相模守 駿河守 甲斐守 信濃守 越前守 能登守 加賀守 富山守 石川守 福井守 滋賀守 山梨守 長野守 群馬守 茨城守 栃木守

去宮田四千里 去都伊沙只十九里 去船越四千里 去都伊沙只十九里

大福州 日向州 豐前州 豐後州 肥後州 陸奥州 房江國津 高島 種島 東島

大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島 大島 小島 高島 種島 東島

パネル展示「海東諸国総図」(『海東諸国総図』のうち)

版本 三二・六×二一・二
室町時代 一五世紀
S 貴二二一

朝鮮成宗二年(文明三、一四七一)に王命により申叔舟(一四一七〜七五)が編纂した『海東諸国総図』に取られる九点の地図のうちの一つ。申叔舟は、礼曹判書を長く務め「事大交隣を以て己が任となす」と称された外交官で、最後は領議政まで至った人物。『海東諸国総図』は、地図・日本国紀・琉球国紀・朝鮮国紀・附録からなり、この地域の歴史・地理・風俗・言語および朝鮮との通交の沿革、朝鮮への使人の接待規定等を詳細に記し、外交に関わる実務書として重視された。このうち地図は、日本列島と琉球弧の島々、および朝鮮南部を一枚に描いたこの「海東諸国総図」のほか、「日本国紀」・「日本国西海道九州之図」・「日本国老岐島之図」・「日本国对馬島之図」・「琉球国之図」および朝鮮の浦所を描く「熊川齐浦図」・「釜山図」・「蔚山図」からなる。航路や港が詳細に書きこまれ、実用的である反面、架空の国々も多く見られ、虚と実が混在しているところが特徴である。「海東諸国総図」は浦所図をのぞく五種の地図を合成したものとされ、合成に際し、海路の線は省略されている。

なお『海東諸国総図』の印刷は何度か行われたが、史料編纂所本には正徳七年(一五一二)の内賜記が付されている。(須田)

〔参考〕田中健夫『海東諸国紀』の日本・琉球図(『東アジア交通圏と国際認識』吉川弘文館、一九九七)、高橋公明『混一疆理歴代国都之図』と『海東諸国総図』(村井章介他編『倭寇と「日本国王」』吉川弘文館、二〇一〇)

6 ◎芥河愛阿書状 一通

紙本墨書 二八・二×八八・四
室町時代 一五世紀
S 島津家文書二一三一一七

応永二三年(二四二六)頃、九州探題の被官である愛阿が、島津総州家の被官に宛てた、「南蛮船」来航報告の返書。一四世紀後期以降、大陸の明は海禁政策をとり、これによってマレー半島やインドシナ方面に拠点を移した商業勢力を、日本では「南蛮」と呼んでいた。彼らは日本や朝鮮国との交易のため、例年春に吹く南東の季節風に乗って東シナ海を北上しており、その対応を愛阿が指示していることから、外国船の接遇が博多の九州探題の職掌だったことが分かる。

このころ薩摩国の守護職だった島津氏は総州家と奥州家とに分かれ内紛状態にあった。奥州家の久豊から攻められた島津久世(久林の父)は、応永二三年正月に自害しているため、本文書はそれから間もない時期のものと思われる。文書後半には、劣勢に立った島津総州家が、九州探題を通じて室町幕府の支持を得ようとしていることが記され、幕府の上意下達と外国船の来航報告が同じラインで展開していたことが分かる。(黒嶋)

〔参考〕高柳光寿「応永年間に於ける南蛮船来航の文書について」『高柳光寿史学論文集 上』吉川弘文館、一九七〇)、黒嶋敏「室町幕府と南蛮」『青山史学』三〇、二〇二二)

【積文】『大日本古文書 島津家文書一』六二二号)

就南蛮船事、三月廿七日御状、卯月十三日到来、則令披露候了、仍 上意懇勸ニ事を御と、け候よし、本望之由候、それよりの御状、南蛮船着岸の御進進、明後日(十七日)京都へ被立候、同御申次第、修理亮不義之条、

先度之目安、案文をうつしと、め候てのほせられ候、御面目之至候、同愚身か方へ状もそへ被上候、就中京都への吹拳雑掌事、此時御身体をも被定候ハんと存候へハ、如何にも御奔走あるべく候哉、若又京都事大慶候ハ、早々犬太郎殿御参可然存候、両条二一ヶ条、今度御定候へハと存候、此旨可得御意候、恐々謹言、(非阿) 愛阿(花押)

卯月十五日

知覧長門殿

石塚大和殿

7 俊仲周鷹書状(蔭涼軒日録残簡紙背) 一通

紙本墨書 三一・三×四五・八

室町時代 延徳元年(二四八九)

S 貴四八一

遣明船士官の選定につき、俊仲周鷹が蔭涼軒主亀泉集証に宛てた書状。『蔭涼軒日録』延徳二年六月一七・一八日条の紙背として残る。明応二年(二四九三)出発の明応遣明船は、最終的に、公方船一艘・細川船二艘という、事実上細川氏の独占状態で派遣されたが、当初は、公方船二艘・大内船一艘という、大内氏色の強い船団となる予定であった。差出の俊仲周鷹は、この遣明船の居座に任じられていた人物である。諸役者と呼ばれる遣明使節団の幹部は、正使・副使各一人、居座数名、士官数名で構成され、うち居座までが室町殿から直接任じられた。

本状については、『蔭涼軒日録』延徳元年九月二三日・同二五日・一〇月朔日・同二日等に関連記事がある。それによれば、周鷹は集証に対し、遣明船の諸役者のうち、士官については、官方からの推薦を禁止する奉書が出されているので、たとえ細川政元から推薦があったとしても了承することはできないというのが諸役者の意見だと述べており(一〇月朔日条)、これを

うけて集証は堀河殿(足利義政侍女)に、そういうこと

なので(細川からの要求ではなく)上意として仰せつけられたらどうかと伝えている(同日二日条)。当該遣明船の経営から外れてしまった細川氏が、堀河殿を通じ幹部に息のかかった人物を送り込もうとはかっていることがうかがえ、後の展開を考えると興味深い。本状はこの延長として土官の選定につき推挙を受け入れない旨、繰り返し返したものである。土官は居座の下で万事を差配するのだから、殊に昵懇の者を連れて行くべきなのだという周鷹の主張は、土官の役割と求められる資質を簡潔に表現し、遣明船経営の実務面の事態を検討する上での好素材といえよう。

なお大内氏色の強い遣明船団であったはずのこの遣明船が、細川氏色の強い遣明船団に切り替わるのはこの一年後の延徳二年九月のことだが、周鷹は同月二九日に没している。(須田)

〔参考〕勝野隆信「蔭涼軒日録残簡」『日本学士院紀要』九三、一九五二、須田牧子『蔭涼軒日録(蔭涼軒歴代)―室町殿外交の舞台裏』(日記で読む日本中世史)ミネルヴァ書房 二〇一一)

【釈文】

とくわんの事につき、ほり川殿よりおほせられ候とおり、やくしや中へひろう仕候ところに、がうけよちやうしの御ほうしよなされ候、せんきもかくのことに候うゑハ、此ふんよくく申わけ候へき由候、ことにとくわんの事、こさのしたにて、よろつ御くしを申つくる事にて候間、へつしてすいしんの物をめしくし候事に候、このむねしかるへきやうに御申候てくたされ候ハ、しうちやくたるへく候、恐惶敬白、

十月六日 周鷹(花押)

蔭涼軒

侍衣禪師

8 蔣洲咨文 一幅

紙本墨書 五七・一×五一・七

室町時代 嘉靖三五年(弘治二、一五五六) 〇八三五―一〇

嘉靖三五年(弘治二、一五五六)十一月、蔣洲なる人物が「対馬島」に宛てて、倭寇禁圧を求めた文書。咨文は対等の役所間で用いられた公文書。

嘉靖三〇年代、中国沿海部、とくに江南地域において倭寇の活動は苛烈さを増し(嘉靖の大倭寇)、対応に苦慮した明は、陳可願・蔣洲の二人を日本に遣わした。嘉靖三四年、五島に到着した彼らは、当時倭寇の首魁とみなされていた王直と接触し、海外貿易を解禁するとして説得、帰国を承諾させた。陳可願は、王直の部下とともに先に中国に帰国し、蔣洲は王直とともに豊後大友氏を訪ね倭寇禁圧を要請した。大友義鎮は、徳陽を使者として明に派遣することに決し、嘉靖三六年四月、蔣洲・王直・徳陽は、松浦を発して中国に向かい、蔣洲・徳陽は七月に、嵐にあつて遅れた王直は十月に浙江舟山の港に到着した。しかし明朝は、徳陽が勘合等を持つていないことを理由に、正式な使者として認めず、蔣洲を下獄し、ついでやってきた王直を誘引捕縛し、嘉靖三七年正月、按察司の獄につないだ。これをみた徳陽をはじめ大友使節団は逃亡し、王直は嘉靖三八年、斬首された。

本状は、蔣洲がまだ豊後大友氏のもとに滞在中の嘉靖三五年一月三日付で、対馬宗氏に向けて出されたものである。『朝鮮王朝実録』には明宗一二年(嘉靖三六、一五五七)三月、対馬宗氏の使者がやってきて、大明副使蔣なる人物から書状が来たと報告したことが記され、続けて本状の概略が引用され、「漢吏学官」にこれを解読させた上で、わが国には無関係であると断り返却した旨が見えている。なお、対馬宗氏がこの

咨文の到来に対して取った対応として知られているのは、この朝鮮王朝への報告のみで、同じく倭寇禁圧を求められた周防大内氏が、書状と被虜人を大友氏に託して明に送ったのとは対照的である。(須田)

〔参考〕田中健夫「明人蔣洲の日本宣諭」(『中世対外関係史の研究』東京大学出版会、一九七五)、須田牧子『蔣洲咨文』について(『東京大学史料編纂所研究紀要』二二、二〇一三)

【釈文】

大明副使蔣 承奉

欽差督察總制提督浙江等処軍務各衙門、為因近年以來、日本各島小民、仮以買売為名、屢犯中国辺境、劫掠居民、奉

旨議行浙江等処承宣布政使司、転行本職、親詣貴国面議等因、奉此帶同義士蔣海・胡節忠・李御・陳桂、自旧年十一月十一日、來至五島、由松浦・博多、已往豊後

大友氏會議、即蒙通行禁制各島賊徒、備有回文、撥船遣僧徳陽首座等、進

表・貢物、所有發行爾島禁賊御書、見在特行備礼、就差通事吳四郎、前詣投遞、爾即当

貴国之政条、憤部民之横行、分投遣、嚴加禁制、不許小民私出海洋、侵擾

中国、俾境寧靜、罅隙不生、共享和平之福、史冊書美、光伝百世、豈不快哉、否則奸商島、扇

不已、党類益繁、盤海島、窺隙竊発、恐非貴、年安南国陳氏之、可鑑矣、今特

移文併知、非特為中国也、而速行之、希即回文、須至咨者、

右 日本 国 对 馬 島 咨

嘉^{〔朱〕}参拾伍年^{〔朱〕} 老月 初三 日

〔朱〕 (押署)

9◎朝倉義景書狀 一通

紙本墨書 二一・一×四三・二一

室町時代 永祿一〇年(一五六七)

S 島津家文書二二二五—四

永祿一〇年(一五六七)、越前の戦国大名朝倉義景から、薩摩の戦国大名島津義久に宛てた、「琉球渡海勘合」賛同に対する返札の文書。「琉球渡海勘合」の詳細は不明だが、北陸の朝倉氏が、東シナ海の中継拠点である琉球との交易に強い関心を持っていたことが分かる。その前提として、日本海地域と琉球とを結ぶ海のネットワークが存在しており、たとえば琉球の那覇にある、日本人が多く居住するエリアが「若狭」と呼ばれた事例や、朝倉氏の本拠である一乗谷から東南アジア産の貿易陶磁が出土していることなどからも、両者の活発な交流がうかがえる。

本文書は朝倉義景の花押の形や関連史料から、永祿一〇年(一五六七)のものと考えられるが、このころ、越前には後の將軍となる足利義昭が滞在していた。本文書との具体的な関係までは判然としないが、將軍候補者を迎え、朝倉義景の権勢がピークとなる時期に発給されていることから、興味深い論点を含んでいる史料である。

(黒嶋)

〔参考〕福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館『戦国時代 内と外』(二〇〇三)、黒嶋敏『中世の権力と列島』高志書院、二〇一三

【釈文】

今度琉球渡海勘合之儀、令申候処、御同心之旨、本望

此事候、仍太刀一腰、馬一疋送給候、為悦之至候、殊使者在國中、種々御懇切之由、御入魂之故候、必期渡船之刻候、猶永興寺可有御演説候、恐々謹言

七月廿三日

左衛門督義景(花押)

謹上 島津修理大夫殿

10 明国箭付 一幅

紙本墨書 一一一・一×八五・三

安土桃山時代 万曆三年(文祿四、一五九五)

貴大—三

前田玄以を都督僉事に任じた明の公文書。箭付は上級官から下級官に出す下達文書で、ここでは、兵部から前田玄以に宛てている。飾り野線と「箭付」の文字を一枚板に陽刻し、約一メートル四方の大きな竹紙に刷り出した用紙の上に墨書する。日付の「初四」朱字と、「箭付」の下の押署は、明会典の規定に従えば、兵部尚書の手になるものはずである。万曆二三年当時の兵部尚書は石星。年記の上に捺される正方形の朱印は、兵部の官印と思われるが、印字は読み取れない。

文祿・慶長の役のはざまの第一次和平交渉において、明朝は豊臣秀吉を日本国王に任じたが、このとき秀吉旗下の武將たちにも併せて官職を授けた。このうち、前田玄以に宛てた本文書のほか、毛利輝元を都督同知に任じる箭付が毛利博物館に、上杉景勝を同じく都督同知に任じる箭付が上杉神社に現存する。明会典によれば、同知は従一品、僉事は正二品相当で、前田玄以は毛利・上杉より一段低い格付けをされていることになる。三通は左下部の彫残しの跡が共通しており、同じ板で刷った用紙を利用していることが明らかである。なお、明国内で発給された、兵部の補任にかかる

箭付には、中央に割字がみられ、宛所の官職名の上には印が捺されており、偽造防止の工夫が見られるが、三通ともにこれらはみられない。

(須田)

〔参考〕大庭脩「豊臣秀吉を日本国王に封ずる詔命について」(『関西大学東西学術研究所紀要』四、一九七二)

【釈文】

兵部為欽奉

聖諭事、照得、傾因閔白具表乞封、

皇上嘉其恭順、特准封為日本国王、已足以遠慰内附

之誠、永堅外藩之願矣、但閔白既受

皇上錫封、則行長諸人即為

天朝臣子、似应酌議量、授官職、令彼共戴

天恩、永為臣属、恭候

命下、將豊臣玄以、授都督僉事官職、以示奨勸、擬合

給箭、為此合箭、本官遵照箭内事理、永堅恭順、

輔導国王、恪遵

天朝約束、不得别有他求、不得再犯朝鮮、不得擾掠沿

海、各保富貴、共享太平、一有背違、

王章不宥、須至箭付者、

右、箭付都督僉事豊臣玄以、准此、

万曆貳拾参年貳月「初四」日給

〔朱〕

「箭付」(押署)

11 朝鮮国松雲大師惟政書狀 一幅

紙本墨書(一部朱書) 三九・七×一一八・四

安土桃山時代 万曆二五年(慶長二、一五九七)

貴大—一

朝鮮の僧松雲(一五四四—一六一〇)が加藤清正に宛てた書。三月一八日からの会談で松雲が回答あるい

は主張した内容をまとめてある。清正を「大上官」と呼び、小西行長を再三非難するなど清正の顔を一応立てつつ、朝鮮はあくまで義を以て行動すると述べ、清正が求める朝鮮王子の日本渡海を不可とする。なお四月一三日に松雲は、倭の兵力は今手薄であり速やかに総攻撃を行うべきだとする意見書を朝廷に提出している。松雲、名は惟政、四溟ともいう。一五九二年壬辰倭乱(文祿の役)が起こると義僧兵将となり各地を転戦し、一五九四年には三次にわたり清正と接触して日本の内情を探った。乱後も一六〇四年、日本情勢探索のため対馬へ派遣され、対馬藩主の仲介により翌年伏見で徳川家康に面謁するなど、両国関係の回復に功績があった。

(鶴田)

〔参考〕仲尾宏・曹水禄編『朝鮮義僧将・松雲大師と徳川家康』(明石書店、二〇〇二)

【釈文】(朱印略)

- 一、庚寅歳送使於日本者、只是交隣通信相好而已矣、非叛服也、
- 一、此時対馬島守與行長所奏偽也、欺罔日本及我朝鮮、非実語也、
- 一、我国有君臣父子、而後為属大明之國、君臣義定、誠心事大、雖天地覆墜而不易也、何可與日本借道而同伐大明也、是臣叛君、子叛父、天地之間寧有是理乎、寧可百死也、不願聞此等語也、
- 一、対馬守與行長、何得以借道事進告于我国也、雖有此等伝語、我国只可伏死而已矣、豈可得听従也、是以萬不聞此等語也、
- 一、六年前日本軍兵渡海之初、逢城即毀、見人即殺、何暇借路之說、何暇論従不從殺不殺也、行長等報太閤之說、是亦大欺罔日本也、
- 一、五年前日本軍兵出京城之時、王子放還則國王親渡

海致謝之說、実出於何人之口也、割朝鮮地属日本之說、又出於何人之口也、出於沈爺耶、起於行長耶、日本雖擄百王子而不還、豈國王渡海致謝之理也、大上官才智出人、豈不知不可・義不義・成不成也、而妄為之哉、知不可成而強為之、則架竹而打天、敲空而覓響、其可得乎、作此說而報太閤者、欺罔日本、欺罔大明、欺罔朝鮮、欺罔三國而其庸詎容身於天地之間耶、是人則欺罔天地鬼神矣、欺人猶且不堪、況欺天・欺神乎、此必誤國之臣也、不可說不可說、我國則曾未聞此等語也、又不見此等人也、大抵做事之人、則相與論議、義合則成、不合則不成、豈有此等難做底無義事也、吾將此意報告朝廷、則必付掌也耳、又何言哉、

- 一、王子渡海事、勢似不難、而義則不可也、何也、以王子一身論之、則宜渡海而伸礼於太閤之前、以宗社論之、則不可以王子送礼於君父讐之家、明知決不可送也、況我国王子、非天子之命、則入觀天朝、猶且不為、其能渡海而見讐家之面目耶、然謀在於人、而成在於天也、不可言天而不謀也、大上官則宜謀之、而我国則断之以義也、余飯而先与沈老諭入慶州之意、又告朝廷而取稟听命令之如何而還報、是料、但此意不使外人知之、行長之徒、欲聞上官與我等論議之事、窺听者紛紜、更須慎之、我亦勉力図之大計、
 - 一、我與上官所論事成之、則渡海何難也、
 - 一、上京而事之成不成消息、則先下送于蔣啓仁、使之伝通我、則待事勢有光、然後下来矣、
 - 一、亦未可期也、隨時善処為料、
 - 一、答応問書二件一樣、
- 義不義・不可已陳前書、吾何與你的強分指馬也、只待天下之公論耳、復何言哉、雖然我當勉力謀之、

皇明万曆二十五年三月二十一日朝鮮北海松雲(花押)

此十一件、清正可告諸日本、

12◎豊臣秀吉書状写

一通

紙本墨書 二五・五×四二・三

安土桃山時代 一六世紀

S 島津家文書一七―七―六

豊臣秀吉から琉球国王の尚寧に宛てた返書の写。天正一七年(一五八九)、秀吉の九州平定を祝う使者として、琉球から天龍寺桃庵らが派遣され、翌年二月二八日、使節帰国に合わせ秀吉から初めて、琉球国王宛の返書が出された(『続善隣国宝記』パネル展示)。ところがその後、秀吉の関東平定を祝う使節派遣、唐入りへの軍役負担など、豊臣政権からの相次ぐ要求に琉球は従おうとしなかった。これに立腹した秀吉は、朝鮮出兵の直前、さきの琉球への返書が気に入らないので、書き改め、再発給する旨を島津義久に伝えている(天正二〇年、一五九二)三月一四日豊臣秀吉朱印状『大日本古文書島津家文書』三六一号)。この、書き直された返書の写が、本文書である。

両者を比較してみると文体や内容が異なることが分かるが、とくに宛所を「琉球国王」から「琉球王」へと変えて書札礼を薄礼にしつつ、秀吉の「威風」を「大明」にも振るうことが強調されている。わざわざ日付をさかのぼって文書を作り直し、初めから琉球を格下に位置づけていたと強弁するあたりに、豊臣政権内部における、唐入り実施直前の独特な雰囲気表れているといえよう。

(黒嶋)

〔参考〕上原兼善『幕藩制形成期の琉球支配』(吉川弘文館、二〇〇一)

【釈文】『鹿兒島県史料 旧記雑録後編二』六四三号)

来緘披閱、殊其地土產種々畢、所罕見珍重、誠凌遠遠之波濤、懇志之段、欣悅不斜、抑日域事、至八荒之諸嶋無不属本意者、三韓頃納愁款之条、許容之儀涉思准候、所詮不経歲月而令渡海、可振威風於大明之念望、豈空乎、厥時、統船尾被添于伐者、自他之覽最也、尚具天龍桃庵東堂・嶋津義久可演説、仍恐々不宣、

天正十八年仲春廿八日

琉球王

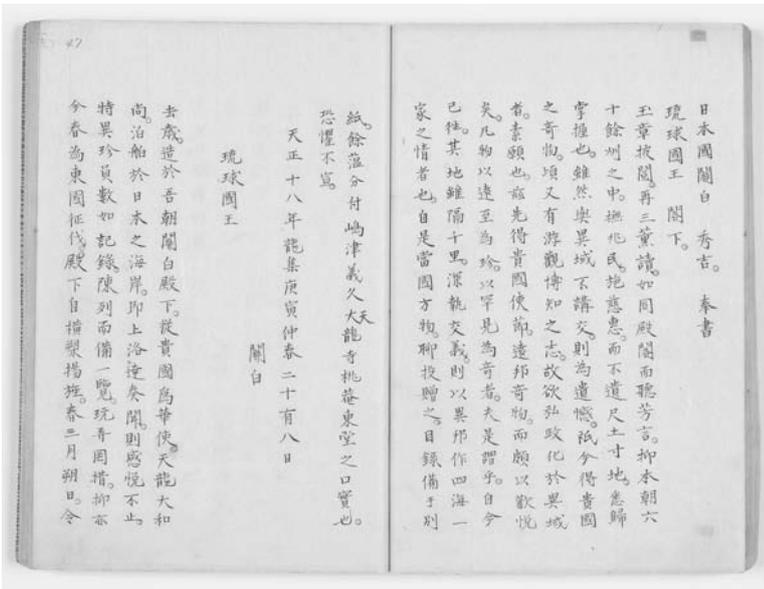
関白

12 バネル展示 豊臣秀吉書状写(『続善隣国宝記』のうち)

紙本墨書 謄写本

明治時代 一八八二

二〇五一・九一〇七



13 ◎琉球国中山王尚寧起請文 一通

紙本墨書 前書部分三五・九×六二・一

神文部分二二・〇×一五一・四

江戸時代 慶長一六年(一六一一)

S 島津家文書五七―一七

鹿兒島に抑留されていた尚寧(一五六四―一六二〇)が薩摩藩主島津家久に宛てて出した起請文。起請文は、ある事柄を宣誓し、万一偽りがあれば神仏の罰を蒙ると述べた文書である。宣誓の部分の前書、神仏の名をあげて呪詛をかけた部分を神文と呼び、本文書では熊野那智神社の那智瀧宝印を使用している。前書部分は全く薩摩側の論理で書かれており、第一条では琉球が滅ぼされた責任は琉球側にあり、帰島と諸島還付を認めた家久の御厚恩に感謝し、今後代々の藩主に対して疎略に思わないと述べる。第二条では子々孫々までこの起請文の文章を伝え御厚恩を忘れないようにすること、第三条では薩摩で定める法令を遵守すること、を述べる。島津家文書中には歴代王の起請文があり、国王や藩主の代替わりがあった時に起請文を提出する例であったことが分かる。(鶴田)

〔参考〕梅本哲人「琉球国の起請文について」『山本弘文博士選脛記念論集 琉球の歴史と文化』本邦書籍、一九八五

【釈文】

敬白 天罰靈社起請文之事

一、琉球之儀、自往古、為

薩州島津氏之附庸、依之 太守被讓其位之時者、嚴艤船、以奉祝焉、或時々以使者・使僧、獻陋邦之方物、其礼義終無怠矣、就中、

大閩秀吉公之御時所被定置者、相附 薩州、徭役諸式可相勤旨、雖無其疑、遠国之故不能相達、右

之御法度多罪々々、因茲、球国被破却、且復、寄身於貴国上者、永止帰郷之思、宛如鳥之在籠中、然処、家久公有御哀憐、匪齊遂帰郷之志、割諸島、以錫我、其履、如此之御厚恩、何以可奉謝之哉、永々代々対薩州々君、毛頭不可存疎意事、一、到子々孫々、讓与此靈社起請文之草案、不可忘御厚恩之旨、可令相伝事、一、所被相定之御法度、曾以不可致違乱事、右條々偽於有之者、

敬白 天罰靈社上卷起請文事

(神文略)

仍靈社上卷起請文如件、

中山王

慶長十六年(一六〇九) 亥年菊月

進上 羽林家久公

14 ◎暹羅国握浮勝不取鈞禄高望君藍字書状 一通

紙本墨書 二六・七×四一・四

江戸時代

万曆丙午年(万曆三四、慶長一一、一六〇六)

S 島津家文書四一―三―八

暹羅国(アユタヤ王国、現在のタイ)の「握浮勝不取鈞禄高望君藍字」から日本の「撰子馬国王」に宛てた文書。「撰子馬」は薩摩の音を表記したもので、「撰子馬国王」は薩摩藩主島津氏を指す。

「握浮勝」は、位階を表わす名称で第二等を指す。

「不取鈞禄高望君藍字」は欽賜名。アユタヤ王国では、役職ごとに位と欽賜名が用意され、ある官吏が何らかの役職につけば、王からそれに対応した位・欽賜名が与えられ、その役職にいるあいだはこれを名乗った。そのため、官吏の本名は不明なことが多く、この

書状の差出人についても明らかでない。欽賜名は多くの場合、めだたい単語や役職に関係する単語の羅列で構成される。「不取釣禄高望君藍字」のうち、「不取」(puchai、サンスクリットないしパーリ語vijayaのタイ訛音)は「勝利」を、「望君」(mongkhon、サンスクリットまたはパーリ語Eṃaṅgalaのタイ訛音)は「吉祥の」を、「藍字」(raṅsi、パーリ語raṅsiのタイ訛音)は「光芒」を、それぞれ意味する単語と推測されるが、「釣禄高」は不詳。この欽賜名に対応する役職も不明である(以上この段落は、名古屋大学博士研究員川口洋史氏のご教示による)。

内容は、島津氏の派遣した貿易船の船主と考えられる五官が、悪風のため大泥(ペタニ)に漂流したのち暹羅港に入り、その同郷の人を介してアユタヤ国王に報じたのに対し、貿易を通じた友好の形成を望んで、五官の送還にあわせて貿易船の絶え間ない往来と恒久的な友好を求めたものである。また、これにあわせて島津氏へ贈る礼物の品目も記されている。

五官は、その呼称から華人と考えられる。暹羅入港の際、その同郷の人物によって同国王に伝えられている点に、東南アジアにおける華人ネットワークの存在がうかがえる。(岡本)

〔参考〕岩生成一『朱印船貿易史の研究』(弘文堂、一九五八)

【釈文】

暹羅国握浮勝不取釣禄高望君藍字、奉

日本撰子馬国王麾下、船主五官、遇風飄泊大泥、被難逃入暹羅港時、以郷親来托報王、蒙王思見、貴国素存天地之量、常懷柔遠之心、凡四隣興販者、咸優恤有方、正欲着人往来貿易、結為伯仲之邦、茲逢有人到此、大称夙心、且此人忠厚、力量能堪重任、可備船送回、使他得年年來此処、經商永通兩國之好、遵照外、

即備船送五官回、今冬幸念王德意、着船復來連釋不断、永通和好、一時無可為貢、聊具黃檀香、観音仏一身、活麝一隻、少伸
贄敬、笑納、不勝感激瞻仰之至、

(朱印印、龍)

万曆丙午年四月

日書

(朱方印、印文「鄭鎮山関防印」)

15◎オランダ東インド会社平戸商館長ジャック

ス・スペックス書状

一通

紙本墨書 三五・七×五二・二

江戸時代 一六二〇年(元和六)

S 島津家文書四一三一一〇

島津領内にオランダ船の乗員が漂着し、十一人の者が送り届けられたことに対する感謝の書。オランダ東インド会社は、一六〇九年に平戸に商館を置き、ジャックス・スペックス(Jaques Speck)はその初代商館長であった。末尾の署名は字形も年号を入れるスタイルも他のスペックスの署名と共通性がある。遭難したのは季節からすれば日本から出発した船であろうが、一六二〇年はオランダ側の史料が乏しく、どの船が遭難したのかなど、具体的な事情は未詳である。(松井)

〔参考〕『鹿児島県史料 旧記雑録 附録2』巻二五 一

四二号

【釈文】

以上

預御使札、忝拜見申上候、仍御領江此方船中之者流着申上候処ニ、別而御厚情、拾壱人送り被下候、必々此

方ヨリ以壱人御礼可申上候 恐惶謹言

三月五日 おらんたかひたん

しやかうへ (花押)

Jacques Speck

1620

三原諸右衛門様

伊勢兵部少輔様

喜入撰津進様 尊答

〔封紙上進〕

御奉行中様

おらんたかひたん

しやかうへ

16◎イスパニヤ国使節ドン・フェルナンド・デアヤラ、ドン・アントニオ連署書状 一通

紙本墨書 三七・〇×四九・七

江戸時代 元和九年(一六二三)

S 島津家文書四一三一九

イスパニアの「てい王」から「日本將軍様」へ遣わされた使節ドン・フェルナンド・デアヤラとドン・アントニオの兩名による書状。内容は、徳川家康の頃行われていた、日本とイスパニアの国交再開の交渉のため、元和九年(一六二三)閏八月八日に薩摩の山川港に着いたが、今日まで幕府からの知らせがないため、なんとか江戸に行き交渉したいと依頼したものである。宛名の「御老中様」は、従来、幕府老中だと解されていたが、当時の幕府に「老中」の職名はなく、内容から言っても薩摩藩の「御老中」であると推測される。アヤラらは、薩摩藩を頼りにして来日したのだから、案内者を付け、「江戸御奉行」に書状を遣わすなど心を添えてほしい、と依頼している。その後、アヤラらは長崎奉行の指示により京都まで行くが、翌年、幕府は、年寄土井利勝を中心とした幕閣の協議によって、

イスパニア使節に日本退去を命じた。こうして日本とイスパニアの国交は、最終的に断絶することになったのである。 (山本)

〔参考〕山本博文『日本史の一級史料』光文社新書、二〇〇六

【釈文】『大日本古文書 島津家文書之三』一一四三号 日本將軍様へ、えすばにやてい王より、為御礼被指渡 使者共、乍恐申上候、閏八月八日^(滿季)山河へ着津仕、 今日迄も從上方御左右相待申候へ共、其儀無御座候、 左様御座候へは、来年三月中に呂宋迄歸帆可申由被 申付候間、乍憚何とそ以御分別、江戸へも罷越候て、 仕廻申候様頼上申候、菟角此度者御国を頼申候而、 罷渡り申候間、案内者をも被仰付、江戸御奉行へ御書 被遣候て、可被下候、万事可然様被御心添候て被下 候ハ、可忝候、以上、

拾月十九日

どんへるなんど(花押)
どんあんたうによ(花押)

御老中様

17 安南国鄭樞令旨 一幅

紙本墨書 三六・九×四九・二

江戸時代 徳隆四年(寛永九、一六三二)

貴〇二一一

大元帥統国政師父清王の、日本からきた啓明および角藏花遊らを船長とする船および客商に対する令旨。徳隆という年号を用いているため、安南(現在のベトナム)のものと判明する。大元帥統国政師父清王は、徳隆元年(一六二九)に師父清王となった鄭樞(一五七七〜一六五七)のこと。鄭氏は、黎朝下にあって実質的に政権を握っていた一族である。角藏花遊は、京都

嵯峨の商人で朱印船貿易に携わっていた、角倉氏の一族と考えられる。角倉船には、しばしば一族が船長として乗り組み、航海や貿易を指揮していた。また客商は、船賃を支払って貿易船に便乗し、現地に渡って直接取引をおこなった商人を指す。

本文書では、商屋を構え時価によって貿易をおこなうことが許可されるとともに、取引を終えたら規定の年限で日本に帰り、安南に留まらないようにすることや、脅し買いや盗みをしてはならないことなどが命じられている。また、違反者は身柄を捕らえ贓物を差し押さえて、敵法により処罰することも述べられている。 (岡本)

〔参考〕岩生成一『朱印船貿易史の研究』弘文堂、一九五八

【釈文】

大元帥統国政師父清王令旨、日本船義子船長啓明及船長角藏花遊等船并各客商、応開庸舎坐肆、各行時価買売以通財貨、事畢依通年期回本国、不得衆留、係諸府及宮奇所、差隊船并等員人、毋得曾買潜行盜挾、違者許巡守官兵揆捉正身并賍物、引就府門処治、以敵法禁、茲令、

徳隆四年 四月二十五日

〔朱印〕
〔朱方印、印文「清王」〕

18 江戸幕府年寄酒井忠世・酒井忠勝連署奉書案 一通

紙本墨書 三九・五×五六・六

江戸時代 寛永十一年(一六三四)

S 島津家文書一八一七―一

江戸幕府三代將軍徳川家光は、寛永一〇年(一六三三)より、長崎奉行が長崎に赴任するにあたって、日本人の海外渡航や貿易、キリシタン禁制に付き、厳しい規制を申し渡した。これが、いわゆる「鎖国令」と称される法令である。その内容は、長崎奉行から個別に指示があったのみで、すぐには大名に示されることになかった。しかし、翌十一年には、長崎に三箇条の禁制が掲げられたほか、幕府年寄から外国との関係が深い大名に主な内容が伝えられた。本文書は、その写であり、薩摩藩に対して、宣教師来日の禁止、日本人の出国・帰国の禁止、武器輸出の禁止、生糸の値段の規制が伝えられたことがわかる。 (山本)

〔参考〕山本博文『鎖国と海禁の時代』校倉書房、一九九五

【釈文】

以上、

一筆致啓達候、

一、從異国伴天連をのせ渡ましき事

一、日本人異国へ渡す間敷事

一、異国ニ在之日本人のせ來間敷事

一、日本之武器、異国へ渡す間敷事

一、異国船ニ積來候糸之儀、去年如被仰出候、長崎ニ而ね段相究候而之上、御領分入津之船商売之儀可被申付事

右之通、御意候間、可被得其意候、委曲神原飛騨守・神尾内記可為演説候、恐々謹言、

五月廿九日

酒井讚岐守
忠勝判
酒井雅楽頭
忠世判

薩摩中納言殿

人々御中

19 信牌 一卷

紙本墨書 三七・四×五一・三

江戸時代 享保一九年(一七三四)

貴〇七一

信牌は、徳川幕府が外国商人に発給した貿易許可書。正徳五年(一七一五)に発布された、長崎貿易に関する諸法令(正徳新例)では、来航唐船(中国商人経営のジャンク船)の隻数と貿易額を制限し、それを納得した中国商人に信牌を与え、信牌を持参しない唐船との取引を認めない方針を示した。ただし商人のホイコットにより幕府の威光が損なわれるのを避けるため、建前は唐通事(中国語通訳官)と中国商人との私的な約束の証明書とされた。信牌には、船の取引額・出帆地・受領商人名・発給日付(日本年号)などが記入されている。朱印が三つ押され、印文はそれぞれ「永以為好」(右上、割印)・「結信長遠」(中)・「訳司会同之印」(左)である。信牌を軸とした貿易管理の仕組みは、唐船の密貿易を抑え貿易の規模を調整しうる有効な手段として、幕末開港期まで機能していた。展示の信牌は、現存の原本としては最古のものと考えられる。

(彰)

〔参考〕大庭脩「享保時代の来航唐人の研究」(同『江戸時代における中国文化受容の研究』同朋舎、一九八四)、
彭浩「信牌制度に関する基礎研究―信牌方とその職

務を中心に」(藤田寛編『一八世紀日本の政治と外交』(山川出版社、二〇一〇))

【積文】

〔朱方印割印〕
「永以為好」

信牌

長崎通商照票

長崎訳司

劉・樊・劉・特奉
柳・文・林・業

鎮台憲命、為扱商給牌貿易肅清法紀事、照得、爾等唐船通商

本國者、歷有年所、絡繹不絶、但其來人混雜無稽、以致奸商故違禁例、今特限定各港船額、外加癸丑年該販広東港門壹艘、所帶貨物限定估價約老万參千伍百両、以通

生理、所論條款、取具船主蔡元士親供甘

結在案、今合行給照、即与信牌壹張、以為憑拠、進港之日、驗明牌票、繳訖即收船隻、其無憑者、即刻遣回、爾等唐商務必愈加謹飾、倘有違犯條款者、再不給牌票、按例究治、決不輕貸、各宜慎之、須至牌者、

右票給広東船主蔡元士

享保拾玖年肆月拾參日給

訳司「訳司会同之印」限到

日繳

20 柬埔寨国鄭天賜書状写 一通

紙本墨書 二六・一×一三七・一

江戸時代 壬戌年(寛保二、一七四二)

S 近藤重蔵関係資料四一四〇二

鄭天賜(ブレア・ソトアト)が送った文書の写。鄭氏は広東出身の一族で、天賜の父鄭玖の代からハーティ

エン(現在のカンボジアとベトナムの国境沿海部に位置する港)に拠って地方政権を築き、カンボジアとベトナムに両属していた。本文書では前者(柬埔寨)を自身の称号に冠している点が注目される。

本文書は、クメール文字で記されたものとその漢文訳の二通が一揃いとなっており、同じ朱円印が捺されている。両通の文意はおおよそ同じで、これ以前に信牌(No.19「信牌」解説参照)を日本より得て交易していたものの、一七三六年のカンボジアの変乱により貿易船の往来が途絶え信牌も失われてしまったこと、先年吳荳園を介して鄭天賜の所懐を伝えたこと、このたび使者の僱雅婆冒文得理と船長の林善長を派遣して再度の信牌交付を願うことなどが記されている。ただし、クメール文字のものは日本議会(老中を指すか)へ宛てた、両者対等の友好関係を意図したものであるのに対し、漢文訳は日本国王(徳川吉宗)宛になっており、台頭などにより日本側を持ち上げた表現が用いられている。

当時、華人商人を船主とし貿易のために東南アジアから長崎へ来航するジャンク船は、中国から来る船と同様に唐船として扱われ、信牌の携行が必要だった。本文書に信牌交付要請が記載されたのはこのためである。

林善長らが寛保二年(一七四二)六月に長崎へ到来すると、長崎奉行所は江戸に注進し、その結果、信牌一枚が与えられることとなった。だが、これを得て帰国の途についた善長らは、翌年六月、薩摩国野間崎付近で悪風のため破船してしまった。

なお、本文書は近藤重蔵関係資料のうちの『外国関係書簡』に収められている。これは、重蔵が長崎奉行手附出役として在勤中の寛政九年(一七九七)に、奉行所にあった外国書翰の写とかつて自身が伝写したも

三十一歳

oud 31 jaaren

小児 ヨハンネス コック ブロムホフ

Zoontje Johannes Cok Blomhoff

一歳ト五ヶ月

oud 1 jaar 5 maanden

乳母 プレトロネルレ ミュンツ

Minnnoer Pretronelle Muntz

二拾三歳

oud 23 jaaren

下婢 マラテイ

Meit Maratij

三十三歳

oud 33 jaaren

23〇韓客酬和一巻

紙本墨書 四二・〇×一一七八・五

江戸時代 正徳元年(一七二一)

林家史料—林家本四〇—

幕府儒者林大学頭信篤(一六四四〜一七三二)が、

正徳元年に來日した朝鮮通信使の正使趙泰億・副使

任守幹以下との唱和で贈られた詩文・目錄等二三編

を軸装した巻物。同じ装丁で製述官や書記官との筆談

をまとめた「韓客筆語」があり、一箱に収納される。

この通信使は、徳川家宣の將軍襲職を祝賀するために

來日したもので、辛卯年信使とも呼ばれる。聘礼は將

軍侍講新井白石の主導で進められ信篤は不遇をかこつ

ていたが、詩はそのような事情には触れず、彼やその

息子達への頌になつてゐる。第一紙記主は通信正使趙

泰億、第二紙副使任守幹、第三紙従事官と続く。詞

中、「祭酒」は大学頭の唐名、「整字」は信篤の号である。

(鶴田)

【積文】(図版掲出部分のみ)

(第一紙)

奉謝祭酒整字林公詞案

星昭十月武関城 誰贈詩篇慰遠征

祭酒蔚為多士表 諸郎能繼旧家聲

一言托契真非例 兩國交權各效誠

傾美且須拚勝言 通筒將得罄深情

辛卯孟冬楊山趙泰億大年拜稿

(第二紙)

敬謝祭酒整字林公詞案下

海邦祭運基于社 東箭南金價直增

丹穴奇毛傳頼鳳 滄溟逸嗣挈尊鵬

三韓究子催行李 十月王程尚飲氷

列波嗣音庶未易 天涯回首日東昇

辛卯孟冬西河任守幹用答拜

24 藥材禽獸御吟味被仰出候始終覚

紙本墨書(二部彩色) 縦二六・〇

江戸時代 享保六〜一五年(一七二一〜三〇)

宗家史料四一四一・四二

江戸幕府からの要求に依えて享保年間に對馬藩が朝

鮮の薬材と動植物を調査した際の記録。もと一冊で

あったが、後に表紙を付けた際分かれて二冊となる。

図版は麋(鹿の種類)・蝟(はりねずみ)の部分。幕府は、

あらかじめ作成してあった朝鮮の動植物のリストを交

付したうえで、もし日朝両国でそれらの「唱(名前)」

と「形(実物)」の關係に違いがあれば、草木は標本、

鳥獸は絵図を提出せよ、と指示した。また、日本の動

植物のうち朝鮮での存在や名称が不明確なものリス

トも示し、朝鮮での有無を調べ、もし有る場合にはそ

の漢字表記を明らかにせよ、という念の入れようだっ

(鶴田)

た。對馬藩では、同時期に幕府から命じられていた朝
鮮人参の生根入手と合わせこの調査に全力をあげて取
り組み、朝鮮の倭学訳官(日本語通詞)たちの協力を得
て比較的短期間に大きな成果を上げた。(鶴田)

〔参考〕田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』(慶應義塾

大学出版会、一九九九)

25 對馬藩家老古川暢往等連署書狀 一通

紙本墨書 三六・五×五一・三

江戸時代 安永六年(一七七七)

森潤三郎氏旧蔵文書四五

對馬藩の家老が連名で、以酌庵住持として湛堂和尚

(天龍寺の湛堂令椿)が着任し蔗菴座元(前任者の侍僧)

も引き継ぎが済んで帰京の予定であることを富春軒

(相国寺の役者)に報じた書状である。末尾の古川図書

が上席になる。湛堂令椿は安永六〜八年・天明四(一

七八四)〜六年の二度對馬府中(長崎県對馬市厳原)に

赴任していた。江戸幕府は京都五山(実際には天龍・

相国・建仁・東福の四寺)の学識ある僧を碩学に任じ

碩学料を支給したが、寛永一二年(一六三六)以降、こ

の碩学の内一名が交代で對馬府中の以酌庵に赴き、對

馬と朝鮮との間でやりとりする漢文書簡の起草や点検

を行った。これを以酌庵輪番僧、朝鮮修文職などと呼

ぶ。森潤三郎(一八七九〜一九四四)は森鷗外の末弟

で、『朝鮮年表』『曲亭馬琴年譜』『紅葉山文庫と書物奉

行』『多紀氏の事蹟』などの編者書がある。歴史に深い

関心を持っており、同氏旧蔵文書には京都五山や以酌

庵に關係した史料が多く含まれている。(鶴田)

(鶴田)

【積文】

一筆致啓上候、弥御健康可被成御座、珍重奉存候、然

〔参考〕三宅英利『近世日朝關係史の研究』(文献出版、一九八五)

29 海外旅行券取極通知一件 一冊

紙本・ペン書 三三×二五

江戸時代 慶応二〜三年(一八六六〜六七)

外務省引継書類七九五

慶応二年(一八六六)四月、幕府は、海外渡航について、學術修業か商業を目的とした条約締結国への渡航に限っては、身分にかかわらず、認めることにした。その際、「御免之印章」が渡されることになった。これらにより、旅券の制定が必要になった。

「海外旅行券取極通知一件」は、以上の案件などに関する史料である。展示部分は、前述した慶応二年四月の触書の写を送付してくれるよう老中に要望する、一八六六年六月二日(慶応二年五月二日)付の英国特命全権公使パークスの書翰およびその訳文である。(佐藤雄)

〔参考〕石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』三〇二五号(岩波書店、一九九三)、柳下宙子「戦前期の旅券の変遷」『外交史料館報』一二一九九八

30 会津藩士等旅券添状

一括(全三通、紐外れ)

紙本墨書・ペン書 三三×四〇・五(広げた状態で)

江戸時代 慶応三年(一八六七)

外務省引継書類六一〇・一八九

慶応三年(一八六七)正月、パリ万国博覧会参加などを目的として、將軍徳川慶喜の名代徳川昭武ら一行は、横浜を出港、渡欧した。会津藩士横山主税(常忠)・同海老名郡治(郡次、季昌)・唐津藩士尾崎俊蔵は、留学のため、この一行に随伴した。なお、出港前に発給された旅券(横山主税分)が白虎隊記念館に所蔵されている(パネル展示)。

彼らは五月にパリで昭武一行から離れ、各国を巡歴することになった。この時、「御印章添書」が向山一履(外国奉行)からそれぞれに渡された(静岡県立中央図書館所蔵久能文庫「御用留」五月一九日条)。これが展示の史料である。「仏国留学諸藩士各国巡歴一件」と題された封筒に収められていたが、その中身はこの旅券添状三通のみであった。

三通とも共通した様式で、和文、ならびにほぼ同じ趣旨の英文が書き記され、各種印章などが加えられている。図版は横山主税分。和文・英文の内容は、これを所持した者に対する一定の保護を各国に要請したものである。

有泉和子氏によって、和文・英文の左側にある印章などは、一八六七年七月二五日から二八日にかけてのもので、横山ら一行は鉄道でウィーンからワルシャワに行き、そこで乗り換え、サンクトペテルブルクに向かったことなどがわかった。一部ではあるが、各国を巡歴した一行の具体的な旅程と手続きが垣間見え、興味深い。

なお、横山・海老名は帰国後、戊辰戦争に参加、前者は会津で戦死している。(佐藤雄)

〔参考〕宮地正人監修『徳川昭武幕末滞欧日記』(松戸市戸定歴史館、一九九七)

【釈文】

松平肥後守家来

横山主税

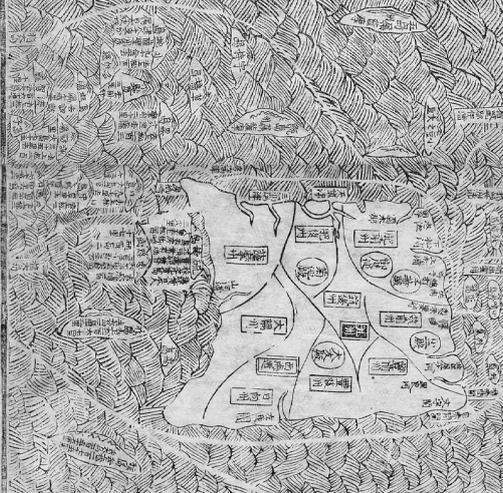
右之もの、仏蘭西国江留学として罷越候処、修業之暇、各国巡歴いたし度段、願出しにより、聞届候間、万一、巡歴中異変有之節は、此書付を証とし、相当之保護有之候様、其国々官吏江頼入候、

仏蘭西巴里於て

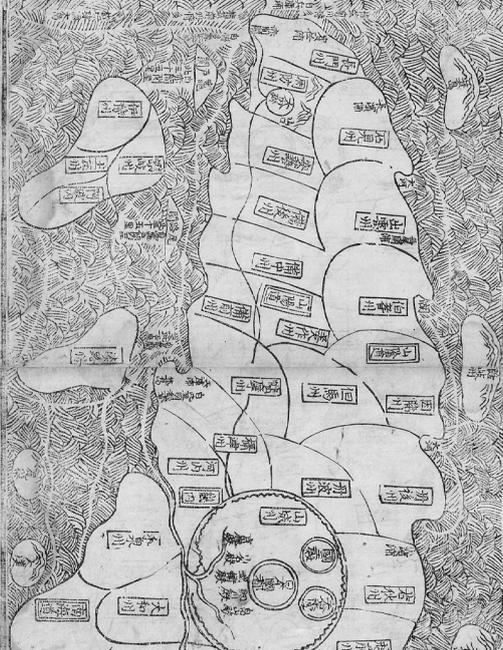
慶応三年 卯五月 日本大君殿下全権

向山隼人正(花押)

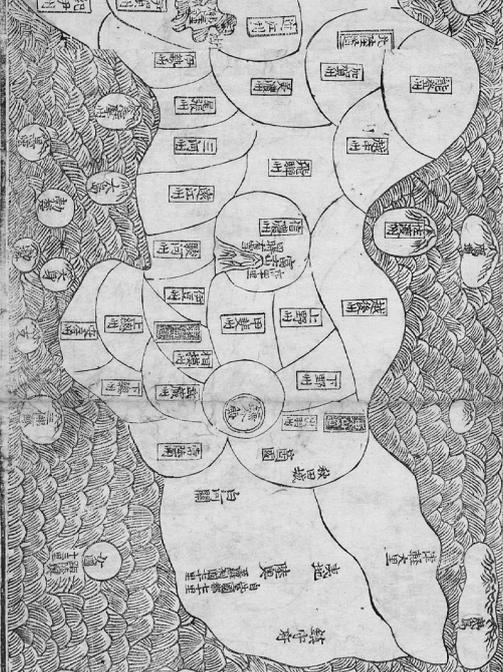
圖之州九道海西國本日



圖之國本本日



圖之國本本日



出品一覽

No.	史料名	頁数	時代・年代または世紀	架番号
1	太元帥法秘抄	一卷	鎌倉時代・一三世紀	S 貴二五—二
2	◎東鑑(元仁三年二月二九日条)	一冊(五二冊のうち)	江戸時代・一七世紀	島津家文書五三—一—二七
2 参考	新刊吾妻鏡(元仁元年二月二九日条)	一冊(二五冊のうち)	江戸時代・慶長一〇年(一六〇五)	〇一七六—一—二四
3	高麗牒状不審条々	一通	鎌倉時代・文永八年(一二七一)	未整理
4	◎関東御教書(二階堂家文書のうち)	一通(二卷のうち)	鎌倉時代・文永八年(一二七一)	S 島津家文書七九—四—二—九
4 参考	◎蒙古合戦勲功賞配分状(二階堂家文書のうち)	一通(二卷のうち)	鎌倉時代・嘉元三年(一三〇五)	S 島津家文書七九—四—五—四
5	若狭国守護代・税所代連署遵行状	一通	鎌倉時代・延慶三年(一三一〇)	未整理
6	◎芥河愛阿書状	一通(二卷のうち)	室町時代・一五世紀	S 島津家文書二—一三—一—七
7	俊仲周鷹書状(蔭涼軒日録殘簡紙背)	一通	室町時代・延徳元年(一四八九)	S 貴四八—一—一
8	蔣洲咨文	一幅	室町時代・嘉靖三五年(一五五六)	〇八三五—一—〇
9	◎朝倉義景書状	一通(二卷のうち)	室町時代・永祿一〇年(一五六七)	S 島津家文書二—二五—一—四
10	明国劄付	一幅	安土桃山時代・万曆三年(一五九五)	貴大—三
11	朝鮮国松雲大師惟政書状	一幅	安土桃山時代・万曆二五年(一五九七)	貴大—一
12	◎豊臣秀吉書状写	一通(二卷のうち)	安土桃山時代・一六世紀	S 島津家文書一七—七—一—六
13	◎琉球国中山王尚寧起請文	一通(二卷のうち)	江戸時代・慶長一六年(一六一一)	S 島津家文書五—七—一—七
14	◎暹羅国握浮勝不取釣録高望君藍字書状	一通(二卷のうち)	江戸時代・万曆丙午年(一六〇六)	S 島津家文書四—一—三—一—八
15	◎オランダ東インド会社平戸商館長ジャックス・スペックス書状	一通(二卷のうち)	江戸時代・一六二〇年	S 島津家文書四—一—三—一—〇
16	◎イスパニヤ国使節ドン・フェルナンド・デ・アヤラ、ドン・アントニオ連署書状	一通(二卷のうち)	江戸時代・元和九年(一六二二)	S 島津家文書四—一—三—一—九
17	安南国鄭柁令旨	一幅	江戸時代・徳隆四年(一六三二)	貴〇二—一—一
18	◎江戸幕府年寄酒井忠世・酒井忠勝連署奉書案	一通(二卷のうち)	江戸時代・寛永一一年(一六三四)	S 島津家文書一八—七—一—一
19	信牌	一卷	江戸時代・享保一一年(一七三四)	貴〇七—一—二
20	◎東埔寨国鄭天賜書状写	一通(二卷のうち)	江戸時代・壬戌年(一七四二)	S 近藤重蔵関係資料四—四〇—二
21	唐船舶載反物切本帳	一冊(七冊のうち)	江戸時代・嘉永七年(一八五四)	S〇一九八—八—一—一
22	和蘭甲比丹ブルムホフ家族図	一幅	江戸時代・文化一四年(一八一七)	S 貴一—二—三
23	◎韓客酬和	一卷	江戸時代・正徳元年(一七一—)	林家史料—林家本四〇—一—
24	薬材禽獸御吟味被仰出候始終覚書	二冊	江戸時代・享保六—一五年(一七二二—三二)	宗家史料四—四一—四—二
25	対馬藩家老古川暢往等連署書状	一通	江戸時代・安永六年(一七七七)	森潤三郎氏旧蔵文書四五
26	◎蝦夷地絵図	一鋪	江戸時代・寛政九年(一七九七)	S 近藤重蔵関係資料五—一—五
27	露国使節レザノフ来航絵巻	二卷	江戸時代・一九世紀	S〇〇五—一—一—一
28	米国水師提督ペリー自署書翰	一通	江戸時代・一八五三年	S 貴二七—一—一
29	海外旅行券取極通知一件	一冊	江戸時代・慶応二—三年(一八六六—六七)	外務省引継書類七九五
30	会津藩士等旅券添状	一括(全三通)	江戸時代・慶応三年(一八六七)	外務省引継書類六一〇—一—八九

東京大学史料編纂所 第三六回史料展覧会

東アジアと日本、世界と日本

二〇一三(平成二五)年一月八日発行(非売品)

発行者 東京大学史料編纂所

東京都文京区本郷七―三―一

編集協力
印刷

ニューカラー写真印刷株式会社